

第五十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十七号

昭和四十三年三月二十九日(金曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 渡辺美智雄君 理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君 理事 竹本 孫一君

大久保武雄君 奥野 誠亮君

篠岡 兵輔君 河野 洋平君

小山 省二君 笹山茂太郎君

砂田 重民君 地崎宇三郎君

西岡 武夫君 古屋 亨君

坊 秀男君 村上信二郎君

村山 達雄君 山下 元利君

吉田 重延君 阿部 助哉君

井手 以誠君 佐藤觀次郎君

中嶋 英夫君 平林 剛君

広沢 賢一君 広瀬 秀吉君

武藤 山治君 岡澤 完治君

河村 勝君 田中 昭二君

樋上 新一君

出席國務大臣

國務大臣 木村 俊夫君
(内閣官房長官)

出席政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省理財局長 鳩山威一郎君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

運輸政務次官 金子 岩三君

運輸省觀光局長 深草 克巳君

委員外の出席者

議員 武藤 山治君

大蔵省主税局長 大倉 真隆君

制第一課長

國稅庁直稅部長 川村博太郎君
通商産業省貿易 振興局為替金融 課長 宮本 四郎君

中小企業庁計画 部長 井土 武久君
自治省稅務局固 定資産稅課長 山下 稔君
專門 員 抜井 光三君

三月二十八日

委員中嶋英夫君、広瀬秀吉君及び岡澤完治君等 任につき、その補欠として八木昇君、岡田春夫 君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任さ れた。

同日

委員岡田春夫君、八木昇君及び西村榮一君等任 につき、その補欠として広瀬秀吉君、中嶋英夫 君及び岡澤完治君が議長の指名で委員に選任さ れた。

同日二十九日

委員西岡武夫君、吉田重延君、広瀬秀吉君、岡 澤完治君及び浅井美幸君等任につき、その補欠 として福永一臣君、小坂善太郎君、山田耻目 君、西村榮一君及び樋上新一君が議長の指名で 委員に選任された。

同日

委員福永一臣君、山田耻目君及び西村榮一君等 任につき、その補欠として西岡武夫君、広瀬秀 吉君及び岡澤完治君が議長の指名で委員に選任 された。

三月二十九日

國家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共 済組合法の一部を改正する法律案(武藤山治君 外十一名提出衆法第一八号)
國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

案(武藤山治君外十四名提出衆法第一七号) は本委員に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国立病院特別會計法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四号)

(内閣提出第一四号)

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行 法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第二〇号)

金融機關の合併及び転換に関する法律案(内閣 提出第二二号)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等 からの年金受給者のための特別措置法等の規定 による年金の額の改定に関する法律等の一部を 改正する法律案(内閣提出第六二号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済 組合法に規定する共済組合が支給する年金の額 の改定に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第七四号)

國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律 案(武藤山治君外十四名提出衆法第一七号)

國家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共 済組合法の一部を改正する法律案(武藤山治君 外十一名提出衆法第一八号)

物品稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第五号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第三四号)

○田村委員長 これより會議を開きます。

この際、木村官房長官より發言を求められてお りますので、これを許可いたします。官房長官木 村俊夫君。

○木村(後)國務大臣 一昨日午前の私の記者会見

許可いたします。只松祐治君。

○只松委員 本大蔵委員会は、御承知のように歳入委員会としてきわめて大事な委員会でありま

す。特に今期におきましては、十六年来の増税法

案をかかえまして、国民の代表として私たちは慎

重な審議をいたしてまいってきております。た

だ、本委員会の責任ではなくて国会全体、政府の

いろいろな発言の中から、いわゆる倉石パカンス

等が出てまいりまして、審議が多少おくれ

ておる。これは私たちが国民の負託を受けて一生懸命

なかに、私たちが国民の負託を受けて一生懸命

なかに、私たちが国民の負託を受けて一生懸命

なかに、私たちが国民の負託を受けて一生懸命

なかに、私たちが国民の負託を受けて一生懸命

なかに、私たちが国民の負託を受けて一生懸命

たる事実でございます。こういふことで、先ほど

申しますように今後の審議が与野党ともたいへん

苦しい立場になってきておる、こういふこともひ

とつて了解していただきたいと思います。

先にどうもあやまられましたして質問がしにくく

なつたのですが、注意を喚起し要望を申し上げて、

私の質問を終わりたいと思つております。(拍手)

○木村(俊)国務大臣 私の不注意からする発言で

たいへん御迷惑をかけたことを、重ねておわ

び申し上げます。ただいま只松委員のお話にな

りました点、よく御意見を承りました以後注意を

してまいりたいと思つております。(拍手)

○田村委員長 次に、国立病院特別会計法の一部

を改正する法律案、中小企業金融制度の整備改善

のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正

する法律案、金融機関の合併及び転換に関する法

律案、昭和四十二年における旧令による共済組

合等からの年金受給者のための特別措置法等の規

定による年金の額の改定に関する法律等の一部を

改正する法律案の各案を議題といたします。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行

法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

金融機関の合併及び転換に関する法律案

昭和四十二年における旧令による共済組合等

からの年金受給者のための特別措置法等の規定

による年金の額の改定に関する法律等の一部を

改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長 政府より提案理由の説明を聴取い

たします。倉成大蔵政務次官。

○倉成政府委員 ただいま議題となりました国立

病院特別会計法の一部を改正する法律案外三法律

案について、提案の理由及びその概要を御説明申

し上げます。

最初に、国立病院特別会計法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

この法律案は、従来一般会計で行なつてまいり

ました国立療養所の経理を新たに国立病院特別会

計において行なうこととするものであります。

御承知のように、国立療養所は、これまで、戦

後におけるわが国の結核対策を推進する上に大き

な役割りを果たしてまいつたのであります。こ

れに加えて、近年は国民の疾病構造の変化に伴う

各種の長期慢性疾患、重症身心障害、進行性筋萎

縮症等の新たな医療需要にこたえることが強く要

請されておるのであります。しかしながら、現在

の国立療養所の施設の多くは、相当老朽化してお

りますので、このような時代の要請にこたえるた

めには、すみやかに、かつ、計画的にその整備を

促進し、充実した医療を行ない得る体制を確立す

る必要があります。

今回の改正措置は、国立療養所を特別会計に移

すことにより、その収支を明らかにし、なお足ら

ないところは一般会計から補足する措置を講じま

して、その経理を明確にいたしますと同時に、た

だいま申し上げましたような国立療養所の実情に

かんがみ、特別会計において借入金、資産

の効率的活用、予算の弾力的運用等を行なうこと

により、その施設設備の整備を促進し、あわせて

経営の円滑化をはかるうとするものであります。

なお、国立療養所のうち、らい療養所につきま

しては、その特殊性にかんがみ、引き続き一般会

計において経理することといたしております。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

新たに国立病院特別会計において国立療養所に

かかる経理を行なうことといたしましたことに伴

い、同会計を病院特定及び療養所特定に区分いた

しますほか、療養所特定においても施設費を支弁

するため必要があるときは借入金をするのであ

りますこととし、また、各勘定相互間の資産の移動

に關し必要な規定を設ける等所要の規定の整備を

はかることといたしております。

なお、昭和四十三年度の暫定予算の期間中に行

なわれる支出及び債務の負担並びに収入で国立病

院及び国立療養所にかかるとは、暫定予算が失

効することとなつた場合には、この会計の各勘定

において行なわれたものとみなすことといたして

おります。

次に、中小企業金融制度の整備改善のための相

互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

及び金融機関の合併及び転換に関する法律案を一

括して申し上げます。

最近における金融機関を取り巻く環境の変化に

対応して、金融制度調査会では、わが国金融制度

全般の再検討を開始したのであります。その第一

段階として中小企業金融問題を取り上げ、昨年

十月、中小企業金融制度のあり方についての答申

を行なつたのであります。

この答申の基本的な考え方は、中小企業金融の

円滑化のために、民間中小企業金融専門機関の必

要性を認め、相互銀行、信用金庫及び信用協同組

合の三種の金融機関について、融資対象、融資

限度等に関し、それぞれの業務の態様に差異を認

めつつ、中小企業金融専門機関としての性格を明

確にし、あわせて、各金融機関がより広い範囲で

適正な競争を行なうことができるような環境を整

備し、もつて金融の効率化をはかるうとするもの

であります。

政府といたしましては、この答申に基づきまし

て鋭意検討を行なつてまいりました結果、相互銀

行、信用金庫及び信用協同組合について、それぞ

れの法律に所要の改正を行なうこととし、また、

異種金融機関の合併、転換につきましても、これ

を可能ならしめるよう法律上その道を開いておく

ため、ここにその二法案を提出いたしました次第で

あります。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相

互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

について申し上げます。

第一は、相互銀行法についての改正でありま

す。

相互銀行法は、相互銀行の業務の円滑化を

促進し、あわせて、各金融機関がより広い範囲で

適正な競争を行なうことができるような環境を整

備し、もつて金融の効率化をはかるうとするもの

であります。

す。この関係では、まず、相互銀行の融資対象を、主として、従業員数が三百人以下または資本金が政令で定める金額以下の中小企業者とするとし、中小企業金融の専門機関たる性格を明確にすることとしております。

次に、最低資本の額の引き上げであります。相互銀行の最低資本の額は昭和二十六年に法定されたままでありますが、その後の事情を勘案し、これを三年の経過期間において現行の十倍に引き上げることとしております。

このほか、営業区域の廃止、銀行との関係等について所要の規定の整備を行なうこととしております。

第二は、信用金庫法についての改正であります。この関係では、まず、信用金庫の会員となり得る事業者の範囲について、資本金基準を新たに設けることとしております。すなわち、現行の従業員基準のほか、資本金の基準を設けて、このいずれか一方を満たせばよいこととしております。

次に、先に述べた相互銀行の場合と同様の考え方から、金庫の出資の総額の最低限度を現行の十倍に引き上げ、相互銀行と同様の経過措置を設けることとしております。

また、現行法では、内国為替取引及び有価証券の払込金の受入れ等の業務は、会員のためにする場合に限られていたものでありますが、これを会員以外の者に対しても行ない得ることとし、あわせて政令で定めるところにより、会員以外の者に対しても融資を行ない得ることとして、金融の円滑化をはかることとしております。

このほか、会員一人当たりの出資の最低限度額を定め、一会員に対する貸付け等を自己資本の二〇％以内に制限し、総代制度を改善する等所要の規定の整備改善をはかることとしております。

第三は、信用協同組合についての改正であります。この関係では、まず、信用協同組合について、

組合員のためにする内国為替取引及び有価証券の払込金の受入れ等の付随業務を新たに行ない得ることとし、また、信用事業を行なう連合会について、連合会の会員である信用協同組合の組合員に対する貸付け等を加えることとして、金融の円滑化をはかることとしております。

次に、さきに相互銀行及び信用金庫において述べたと同様の考え方から、地域により、信用協同組合の出資の総額の最低限度を、現行の四倍または五倍に引き上げ、相互銀行と同様の経過措置を設けることとしております。

このほか、一組合員に対する貸付け等を自己資本の二〇％以内に制限する等所要の規定の整備改善をはかることとしております。

次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案について申し上げます。

第一は、異種の金融機関相互間において、合併及び転換を行なうことができることとしております。すなわち、この法律案で、異種の金融機関とは、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の四種類をさしてありますが、これらの異種金融機関相互間における合併または転換につきましても、従来、法律上、その道がなく、営業を譲渡し、あるいは一たん解散した上で異種の金融機関を新たに設立するという方法のみが可能であったのであります。この法律案に基づきまして、これらの間での合併または転換の道が開かれることにより、たとえば株式会社組織と株式会社以外の組織との間の合併または転換ということ等も可能となつてまいるのであります。

第二は、合併及び転換に際し、国民経済的観点に立つて認可の基準を定めたことであります。すなわち、異種の金融機関の合併及び転換には、認可を必要とするものとされておりますが、その際の審査の基準といたしまして、「金融の効率化に資するものであること」、「当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと」、「適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。」

等、特に重要な四項目を列挙いたし、認可に当たり、これらの諸点をも十分考慮することといたしてあります。

さらに、その審査にあつたつては、同種の金融機関相互間の合併を妨げることのないよう配慮しなければならぬこととされております。

第三は、利害関係者の権利の保護についてであります。この点につきましては、異種の金融機関相互間の合併、転換でありますので、法律上特段の配慮を加えております。

すなわち、合併または転換に反対する銀行の株主等については、株式買取請求または支払請求権を認め、また、信用金庫の会員または信用協同組合の組合員については、持分払戻請求権を認めることとしております。

また、合併または転換を行なう金融機関の債権者の利益を保護するため、債権者の異議申し立ての制度を設けることといたしてあります。

第四は、業務の継続の特例についてであります。すなわち、合併または転換後の金融機関の業務のうち、合併または転換後の金融機関が法令上履行することができなくなつたものにつきましては、合併または転換後も、一定期間、継続することといたしてあります。

次に、昭和四十二年における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げ

ること等、所要の措置を講じようとするものであります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、年金額改定の基礎となる俸給を、原則として一〇％、六十五歳以上の年金受給者等の退職年金等につきましては二〇％または二八・五％増額することににより、年金額を増額したところであり、また、さらに今回、恩給における措置にならぬ、この年金額改定の基礎となる俸給の増額率を原則として二〇％、六十五歳以上の年金受給者等の退職年金等につきましては二八・五％または三五％に改めることにより、昭和四十三年十月分以後、年金額を増額することといたしてあります。

また、現行の国家公務員共済組合法の規定により支給されている退職年金等につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置に準じて年金額改定の基礎となる俸給を増額したところであり、また、さらに今回、恩給における措置に準じてその増額をすることといたしてあります。

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇％増額したところであり、また、さらに今回、その増額率を二〇％に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が

既裁定の年金額を上回るときは、昭和四十三年十月分以後、その差額に相当する額の増額をすることとしたしております。

このほか、この法律案におきましては、増加恩給の額が引き上げられること等に伴いまして、公務による廃疾年金及び公務にかかる遺族年金の最低保障額を引き上げることとするほか、恩給法の改正に伴う所要の措置等を講ずることとしたしております。

以上が、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案外三法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○田村委員長 次に、内閣提出の昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。金子運輸政務次官。

昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○金子政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定の年金の額につきまして、このたび、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じまして、昭和四十二年

度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案による国家公務員の共済年金の額の改定と同様の改定を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等の額につきましては、昭和四十二年におきまして、恩給の改定措置に準じ、年金額算定の基礎となる俸給を、原則として一〇%、六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子または孫につきましては二〇%、七十歳以上の年金受給者につきましては二八・五%増額することにより、その改定を行なったところでありまして、さらに今回、これらの増額率を恩給の改定措置に準じて、一〇%は二〇%に、二〇%は二八・五%に、二八・五%は三五%にそれぞれ改定することにより、昭和四十三年十月分以後、年金額を増額することとしたしております。

次に、現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等の額につきましては、これも昭和四十二年におきまして、恩給の改定措置に準じて改め、年金額算定の基礎となる俸給を現行法施行日前の組合員期間に対応する部分につきましては、さきに述べました旧国家公務員共済組合法に基づいて退職年金等の場合と同様の率で増額し、また、現行法施行日以後の組合員期間に対応する部分につきましては、一律に一〇%増額したところでありまして、さらに今回、これらの増額率を恩給の改定措置に準じて、一〇%は二〇%に、二〇%は二八・五%に、二八・五%は三五%にそれぞれ改めることにより、昭和四十三年十月分以後、年金額を増額することとしたしております。

なお、上記により年金額を改定した場合に、既裁定の年金額の方が多きときは、従前の年金額をそのまま支給することとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○田村委員長 次に、武藤山治君外十一名提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、及び武藤山治君外十四名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。提出者武藤山治君。

○武藤山治議員 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財政の収支を悪化させ、そのため組合員に過重なる負担をかける懸念が、そのために引上げを余儀なくいたしております。また一方、長期給付におきましても、ここ数年の異常なまでの消費者物価の上昇のもとで、年金受給者の生活は、極度に逼迫しているのが実情であります。

このときあたりまして、主として組合員の掛け金と、それに見合う使用主負担の財源で運営される国庫負担が貧弱な共済組合におきましては、従来の保険主義の原則を廃し、大幅な国庫負担の導入により、その社会保障的性格を強める必要があら

ります。かようにして短期給付、長期給付とも、組合員の負担がこれ以上過重にならないよう措置いたしますとともに、退職公務員の老後の生活を少しでも安んじさせるより、前向きな措置を行なうことは、社会保障の観点からはもとより、共済組合の趣旨に照らしましても、当然、国の責任というべきものであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付並びに長期給付の充実改善をはかるため、この改正案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一は、短期給付に要する費用につき、新たに国庫は二割相当分を負担することとしたのであります。これにより国家公務員共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国五割、組合員三割の負担、公共企業体職員等共済組合につきましては、同じく国二割、公共企業体五割、組合員三割の負担とすることいたしました。

第二は、長期給付に要する費用の負担割合についてであります。第四十八国会において改正されました厚生年金保険法の例にならぬ、国庫負担を一割五分から二割へ引き上げることいたしましたのであります。これにより国家公務員共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国四割二分五厘、組合員三割七分五厘の負担、公共企業体職員等共済組合につきましては、国二割、公共企業体四割二分五厘、組合員三割七分五厘の負担とすることいたしました。

第三は、年金給付の算定基礎についてであります。国家公務員共済組合の長期給付につきましては、従来その算定基礎は退職前三カ年間の俸給の平均額とされておりましたが、消費者物価の上昇の中で、年々ベースアップが行なわれている現状等を考慮し、公共企業体の職員等の共済組合と同様にこれを退職時の俸給としたのであります。

第四は、遺族一時金及び死亡一時金の支給範囲の拡大と年金者遺族一時金の創設についてであり

ます。現行法では遺族の範囲が、主として死亡した組合員の収入により生計を維持していた範囲に限られており、たとえ配偶者や親がいても、組合員の収入によって生計を維持していなかった場合には、給付の対象とされておられません。この際、遺族一時金および死亡一時金は、組合員の収入によって生計を維持していない遺族であっても、その支給を受けることができることとしたし、同時に、遺族年金の支給の要件を満たしている場合において遺族年金を受けるべき遺族がないときは、組合員の収入によって生計を維持していなかった者に対して、遺族年金の額の十二カ年分相当する金額を年金者遺族一時金として支給することにしたのであります。

第五は退職一時金の引き上げについてであります。現在、国家公務員及び地方公務員の共済組合においては、退職一時金の支給額は、組合員期間によりそれぞれ二十日から五百五分となっており、公共企業体の職員等の共済組合では二十日から四百八十日分となっており、著しく不均衡であるばかりか、その支給額も低きに失しております。したがって、この不均衡を正し、かつ退職一時金の底上げを行なうため、三十日から六百十五日分としたのであります。

第六は、国家公務員共済組合審議会委員、共済組合運営審議会委員などは共済組合員でなければならぬものとしておられますが、共済組合運営の実際及びその特殊性から、現在は非組合員であっても、たとえば労働組合の役員として専従業務に携わっている者等、かつ組合員であったものについては、労働組合の推薦により、委員に任命できるようにいたしましたのであります。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社が、いわゆる三公社として発足いたしました。

その職員は、国家公務員法、一般職の公務員の給与に関する法律などの適用を離れ、賃金をはじめとする労働諸条件については労使の団体交渉により決定するという公共企業体等労働関係法の適用を受け、もって企業の民主的、自主的経営の実をあげ、公社の福祉に資することと相なりまして、すでに二十年に及んでいるところであり、この間、恩給制度につきましてもそれぞれ公共企業体職員等共済組合法による年金制度に改められていくことも御承知のとおりであります。しかしながら、その職員にとつて重要な労働条件の一つとなつてゐる退職手当につきましては、公労法により団体交渉事項とされながら、依然として国家公務員と同様、国家公務員等退職手当法の適用を受けてきてゐることは昭和二十八年三月十日、公共企業体仲裁委員会は仲裁裁定第一〇号をもつて、当然公労法上の団体交渉事項であることを明らかにしてゐることなどに見られるように、それ自体問題を残してゐるのであります。

他面、日本電信電話公社をはじめとしてこれら三公社事業のごとく、技術革新、拡張計画などの遂行が今日のごとくその職員に多様な影響を及ぼす状況にありましては、退職手当につきましても多角的な実情に沿つた労使の団体交渉による決定の必要性が痛感されてゐるところであります。

これらの理由に基づく改正のおもな点は次のとおりであります。

第一に、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社のいわゆる三公社職員の退職手当については、公共企業体等労働関係法の関連において、現在の国家公務員等退職手当法の適用を取りやめ、労使の団体交渉できめるところと改めようとするのであります。

第二に、この場合、公社職員と国家公務員相互間の在職期間の通算、及び公社の定める退職手当の基準など所要の措置を行なうとするものであります。

をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしたらうと考へます。

以上がこの法律案の提案理由並びにその概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○田村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。

○田村委員長 次に、物品税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

おはかりいたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

引き続き質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 租税特別措置法の一部改正及び物品税法等の一部改正案について御質問いたしたいと思ひます。

まず、租税特別措置法の問題ですが、この問題については、もう本委員会においてしばしば論議をされ、論議は尽くされてゐると思つておられますが、その焦点は何といつても、この租税特別措置法が税の公平の原則といふものを非常に乱してゐる。さういふ面が非常に強いものであるといふこと。さらに政策減税だといわれるが、その政策効果がきつめてあまいではないか。これだけばかり減税してやつて、さういふ成果があまりあつたといふことが、政策当局自身も説明がどうしてつかない。さういふあまいさがある。

「委員長退席、金子(一)委員長代理着席」

さらにもう一つの問題点は、これは第一の問題とも関連しますが、大金持ち、大企業あるいは大資産家と申しますか、さういふところが集中してゐるのになつて、メリットが集中してゐるのではないかといふような点が、大企業の問題点であるかと思つておられます。私もさう思つておられます。さういふ点について、主税局は一体どのようにお考えであるか、まず、この点を伺ひたい。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘がございましたように、租税特別措置法につきましては、税制調査会等でも前々から検討いたしてございまして、御指摘の公平を欠くという点は、この制度が特定の措置をとつた場合に、税を軽減するという意味におきましては、この措置を適用する前の課税標準に對する税額に對しては減税になるという意味では、いかなる措置をとりましたが、他の点を考へなければ不公平になるというのが第一の前提であるといふことは認めておられます。しかし同時に、税を軽減するということによつて、その誘導的效果が政策実行の上にあるということも全然否定はできない。ことに税制で処置した場合のほうが、その実質的效果として同じ補助金を交付した場合よりも有効と認められるような場合がある。たとへば減価償却の特別償却のごときは、一定の設備を設置しなければ恩恵が受けられない。さういふ意味では所期した一定の合理化を行なわせるという目的を達成したときに、初めて減価償却が認められる。さういふような意味では最もその効果を奏効あらしめるための効果が強い。補助金を出す場合には、補助金を出しても、それが最終的にどこまで使われるかといふ保証が非常にむづかしいわけでございます。さういふ意味で税を使う場合が有効な場合もあるもので、政策効果とその公平という点を勘案しながら、ある程度政策の具として使つていくことは、これまで考へなければならぬことであるといふことを言つておられます。したがって、私どももいたしまして、それぞれの特別措置につきましては、第

一にできるだけその不公平でない制度、同時に、それを補助金として支出しても適当であるかどうかという程度の高い政策的な目的があるかどうかということ、それにこたえるだけの効果がある措置になるかどうかということを考えて必要な措置をとるべきときとは異なる。同時に、そういうものは、すべてその時期その時期の要望でありますので、それに応じて時代の動き、あるいはその効果の達成度合い等によって絶えず内容を洗い直していつて、租税特別措置が恒常化したり、あるいは慢性化したたりすることは避けなければならぬ、そういうふうな私ども一般的には考えておる次第であります。

それから、特別措置の内容が大企業に片寄るといふ点でございますが、この点については御指摘がございましたように、昭和四十年ころの特別措置のうち企業に適用になるものを洗って見ますと、一億円をこえる法人についてその減収額が一億円以下のもので多いという結果から、大企業中心のように見える点もございましたが、特別措置自体が最近におきましては中小企業の近代化とか構造改善という方向に向いてまいりましたので、この間お示しをいたしましたように、昭和四十三年度の制度として対照いたしますと、現在では中小企業のほうがむしろ五五〇程度減収額が生じておるようなわけで、中小企業にも相当適用がある。むしろ大企業よりも多く適用があるというところ、さらに最近では中小企業だけのための租税特別措置が非常にふえてきていることを申し上げておきたい、かように考えるわけでありませぬ。

○広瀬(秀)委員 実は、三月五日の本会議において、私が租税特別措置法改正の趣旨説明に対して総理大臣に質問をいたしましたわけですが、この中で、総理大臣は、昭和四十二年の数字を引用しまして「ちょっと読んでみますと、「まず貯蓄奨励でございます。国民の貯蓄奨励千五百十億であります。これは大企業ではございませぬ、大衆全般がこれに影響している。さらにまた

輸出振興、これは二百八十一億であります。技術振興、これは二百二十七億、内部留保の充実三百五億、社会開発の促進が三百四十七億等々となっております。これをこの関係するところから大企業かという程度、中小企業かどの程度幸いしているかという程度を考えてみますと、大企業は三百二十一億であります。中小企業はこれより以上の三百九十四億であります。この点を十分委員会等におきましても御審議をいただきたい。そうして社会党の方や皆さん方も、ただ政府をお責めになるのはいいですが、この制度が大企業だけに幸いするんだ、かような政策的な特殊な立場からの御批判だけはやめていただきたい、こういうふうに答えておられるわけですが、私どもはこの問題を取扱い、先ほど冒頭に申し上げましたような角度から追及をいたしておきますものが何か政策的な特殊な立場だということ表現を用いられて、このようにことに対しては非常に不満であつて、この総理があげられた数字はおそらく主税局長から出された数字に違いないわけでありまして、この点について、これはどういふ形で調査をされたのか、まずこの数字について明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉園(二)政府委員 ただいまの総理が申された数字、これは先日釈明いたしましたように、新しい数字ができませんので、昭和四十二年の減収額につきまして資料を差し上げたものでございませぬ。新しい減収額で申しますと、全体が二千六百四十八億になりましたので、当時の総理の御説明ではおそらく二千四百億程度だと思ひます。それは一年ずれておるわけでありませぬ。新しい数字で申し上げたほうがいいと思ひますので、この分け方をいたしましたのは、企業に適用になる租税特別措置と、企業という立場でなくて、一般の個人の所得に關するものと二つに分けて、そういう面から申しますと、貯蓄奨励とか、貯蓄の奨励は、御承知のとおり中身が少額貯蓄でございますとか、あるいは生命保険料控除でございますとか、あるいは個人の受け取る

利子の特例ですとかそういうものでございませぬので、新しい四十三年度の減収額で計算をいたしますと千六百十六億になっております。それと航空機用揮発油の免税、これは企業とちよつと直接関係がございませぬので、この二十九億、それから住宅対策のための課税の特例、これも個人の住宅でございませぬから、それと取用の場合の譲渡所得の特例、これはおもに農地であります。これが二十四億と百六十四億、合わせまして千八百三十三億というものが、こういう個人関係並びに企業に關係のないものであるという前提で、残りを大企業と中小企業に個別に分けてまいります。その分ける場合の基準をいたしましては、それは大企業昭和四十年の実態調査の結果を勘案いたしましたし、たとえは輸出割増償却でございますと、大企業が使つておられるのが八〇％であるといつたような実績が出ております。それで区分けをしてまいりまして、そして最後に、特別措置としては異例でございませぬが、交際費の否認による課税額、これを加除いたしました結果が、一億円超の法人に對しましては減収額で三百六十七億円となり、中小企業関係としては四百四十八億円になった。したがひまして、これを一〇〇で分けてみますと、中小企業が五五〇、大企業が四五〇という数字になります。これを四十二年分で計算いたしましたのが先ほどお引きたたきました総理の発言内容でございます。

○広瀬(秀)委員 その際あなた方は、中小企業、大企業を分ける基準を一億に置いておられますね。これは私どもは、今日の法体系の中でやはり資本金五千万円以下というところが中小企業とされておるわけでありませぬから、そういう分け方をするとこの比率はどう変わりますか。

○吉園(二)政府委員 実はまだその分け方はいたしておりませぬが、なぜかという分け方をいたしたかと申しますと、一昨年並びに昨年の税制改正の際に、中小企業向けの特別な扱い、特別の税率を一億円以下で切つたわけでございます。たとえば中小企業の貸倒引当金の割増し、これも一億

円以下の法人に認めまして、そのかわりに一億円をこえた法人には資本構成の是正の特別措置、これを見合ひで認めるといふような形で、中小企業には中小企業に即した特例を今後認めていこうと認めておりました段階税率、軽減税率を一億円以下の法人に限つてだけ一定の所得額以下のものについて認めるというように改めました。そういうことで、五千万円を切りますとこの特別措置の内容が実態に合わなくなりまして、私どもその区分けを税法上は一億円でやらしていただくわけでございますが、最近、今度の金融関係法規なども、中小企業に對し、一億円というふうな感覚がやや出だしてきかすように思ひます。最近いろいろ制度的に——中小企業基本法でははっきり書いてありますが、立法例としては若干すつ中小企業が大きくなつていふ面もあると思ひます。税法は、そういう意味でやや長期にわたる考え方で一億円で一応切つてしまおうというのが、去年、おとしあたり改正でございませぬ、これについてはその当時のいろいろ御論議をいたしたことを思つております。

○広瀬(秀)委員 税制面で特に中小企業だけにという銘を打つて措置をするようになった。その際、一億円以下ということになればそれだけだけい対象が広がるわけですから、それはそれでけつこうですけれども、その点では、今日そういうものを何も税法の中で中小企業に關する措置として特別にやらなくても、それと同じようなことをかりにやるとすればやはりよもあるわけですね。五千万円をちよつととして六千万円ないし七千万円をそういうものは受けられないということを、あえて中小企業とすることで一億円以下にしないか、それはそれでできるわけですね。中小企業概念というものは中小企業基本法に基づいてつかむべきだ。税の政策上そういうものを入れたらどうかという点については、また別個の問題になるけれども、そういう場合には中小企業庁との相談はどういうふうになつておるのですか。

○吉園(二)政府委員 中小企業基本法そのま

ば中小企業基本法そのま

だ、ここで困りますのは、いずれも準備金の実額で出ているわけでございますね。私もが要求されて出しておりますのは減取額でございますので、税額になってしましますので、そこにズレが出る。そのズレは、実際の税額というのは、法人の繰り越し欠損があつて控除されたり、いろいろな加算、減算がされておきますので、一応推計をせざるを得ないということでございますが、ここでとつた実績と常に照らし合わせて直しておきますことは、毎年実績を洗つておきますから、いま四十一年までとつておりますが、それで合わしてまいりますと、ほとんど間違いがないと思つておられます。

○広瀬(秀)委員 間違いないと思つておつても、私どもはかなり間違いがあるのじゃないかと疑つておるわけです。

着席

いろいろな資料をいまあげられましたけれども、そういうものでつたものはちゃんと残るけれども、どれだけつけてやつたかということは、これはやはり国税庁でしかわからぬと思うのです。直税部長、どうですか。どれだけがこの措置によつて減取になつたか、その推計と実績というものを調べる方法というものは、国税庁として絶対ないという見解ですか。これは、たとえ最近ではコンピュータの時代になつてきたというよりなこともありますよ。そういうようなものをフルに活用すれば、それほど人数を減らさなくてもやれるということも出てくるだろうと思つて。常に議論はしても、ほんとうにそれだけ減取になつたのか、それ以上減取になつたのか確かめようがないという、税法の中でやはりそういうきつめて正確なものがあるということについては、主税局長もわれわれに積極的に数字を出して、このとおり見通しが正しかったということは言えないんですよ。これは国税庁が調べる以外には手がありません。調べれば私は調べられると思つておるのです。そして、それで人手が足りなければ機械も

入れるべし、若干の人数もふやしてその面の追跡だけでもやつて、ほんとうにどれだけ当然取るべきものが取れなかつたか、そしてその見通しが正しかつたか正しくなかつたか、これは少しだけ過ぎていないかというようなことをわれわれに示さなければ、これはほんとうの税法の審議とはいえないのじゃないかと思つておられます。積極的に取るもの姿だけ見ているのじゃなくて、まけてやつている分がどれだけある——本来取るべきものをまけてやつているというものなんです。それから、そういう面でもやはりしつかりした数字をつかんでいなければならぬと思つておられます。そういう点で、いかがですか、絶対これは不可能に属するのですか、やればやれるのですか、どうですか。

○川村説明員 先ほど申し上げましたように、このうした青色申告からみます特典の利用状況は、国税庁の統計としてとつておられます。ただ、先ほど主税局長が申し上げましたように、軽減税率がございまして、配当課税の税率等もございまして、たとえは引き当て金あるいは準備金によつて所得が減つたものが、一体軽減税率にかかるとあるか、基本税率にかかるとあるかというような問題がございまして、統計として確たる数字は事の性質上とれないわけでございます。しかしながら、こうした特典利用状況をもとにいたしまして推計をすることは可能でございます。

○広瀬(秀)委員 まあなかなかむずかしい面もあるけれども、かなりその実績に近いと思つておられるけれども、推計の数字というよりなもの、これは同じ大蔵省の中ですら、打ち合わせして出されたらそれまでになるかもしれないけれども、やはり法人企業統計なり、その他金融諸統計なり、そういうようなものは一般的に公表され、客観性を持つておるわけですから、そういうものの中ですらそれを分析することも可能だと思つておられます。そういう数字というものはやはり国税庁としてもあるいは主税当局としても出すべきだと思つておられます。そういう配慮というものはございせんか。これは政務次官に聞きたいと思つておられます。

○倉成政府委員 ちよつと途中であれしたものですから、局長から答へまして、それを補足いたします。

○古國(二)政府委員 私どもも、特別措置の正確な実績をつかみたいということと同じでございます。したがつて、主税局長自身でつかめるもの、これは法人企業統計で確定に出ている種類のもの、これは法人企業統計を使つて、それに税額推計を加えてやつておられますし、国税庁でとつておられるものはそれで税額推計を加える。さらに個別にとれるものは毎年照会をしてとつておられること、その努力は十分いたしておられます。したがつて、この数字は毎年補正しながら確実を期してまいつておられます。さらに私どもも、より正確なものをつかむ努力は続けていきたいと思つておられます。現在まで長年いろいろな努力を重ねてこの数字は積み上げてまいつたものでございまして、私としてはなお努力の余地はあると思つておられます。現段階においては実績に最も近いものであるということでお答えを申し上げます。

○広瀬(秀)委員 いままで確かにわれわれ大蔵委員会の論議でも、その実績についての論議というのはほとんどなかつたんです。しかし、もうこの段階に来て、中小企業に非常に重みがかかつてきているのだとか、いろいろなことをいわれても、そういうものがないと、やはりそれに対して信頼する具体的な根拠を持っていないのです。だから、そういう意味で、国税庁も出せる限りの資料はこの委員会に、実績等について、たとえは全面的でなくてもいいから、わかる限りのものはやはり出すという方向をしてもいいと思つておられます。そういう方向でないと、税法の審議も非常に手間どると思つておられます。不必要な議論があるいはあるかもしれないと思つておられます。資料がないために、だから、そういう点で、特に実績を追跡する努力というものはやはり怠つてはならないものだ。こういう点について、これは政務次官から答へてもらいたい。

○倉成政府委員 私どももつともな議論だと思つておられます。税の当初の見込みとそれから実績というものをやはり絶えず対比しつ、いろいろな政策は検討していくべきだと思つておられます。したがつて、先ほども主税局長がお答えいたしましたように、できるだけ実績に近づける努力をいたしていくというふうに考へておられます。

○広瀬(秀)委員 そういう点で十分注意をしていただきたいと思います。

そこで、昨年の七月に大蔵省から出した資料で「法人の規模別税負担割合推計」というのがあるわけですが、これで資本金階級で二千万円以下、一億円以下、一億円超、合計、こうなつておるわけですが、ここで租税特別措置による準備金、特別償却等、一千万円以下で百三十億、一億円以下で百四十二億、一億円超が六百五十五億、合計で九百二十七億、こういう数字が出ておられます。課税所得金額とそれから租税特別措置適用前所得との差がそうなるわけですが、したがつて、こういうものから税負担の率がここに出ておるわけですが、課税所得に対する税負担率、法人税分として一千万円以下のところが三一・二％、一億円以下が三二・五％、一億円超が三二・六％、こういうふうなきつめて近似した税率、いわばこれが実効税率だと思つておられます。そういう姿になつておる。こういうふうなことを見ますと、これがこの一年で、あるいは今度の措置によつて大きく変わるのかどうか。基本税率は法人税三五％だ、軽減税率で所得三百万円以下の法人が二八％の軽減税率だ。まあこの三百万円以下という数字が出ておられますから、一千万円以下と見ましても、その中には三五％を適用されるものも入るわけですが、そういうものでこれを見ますと、これこそほんとうに租税特別措置が大企業に働いたためにこうなつておるのじゃないかということをやまに一日りより然とする数字ではないかこういうふうに思つておられます。さらに、たとえは昭和四十一年度の資本金階級別の準備金、引き当て金をちよつと計算してみま

しても、五千万円超のところを見ましても、価格変動準備金は七四％が五千万円をこえたところに集中している、貸倒引当金が五千万円超のところは八三％集中している、こういうような数字だつて出ているわけですよ。これを一億円にかりにしたとしても、この数字が幾らか下がることであつて、若干は下がるけれども、四五％と五五％で逆点いたしてありますというようなことを、どこを押したら一体いえるのだろうか、こういうことがいえます。

それから減価償却の面を見ましても、これはちよつと資料が古くなりましたが、昭和四十年分「法人企業の実態」を見ましても、特別措置法の償却の特例で五千万円以上のところを見ますと、七四・八％はやはり大企業、われわれからいへば五千万円以上は大企業と見ているわけですから、これは七四・八％になつてゐるのです。この資料の一番最後のページにあるものです。そういう姿になつておつてなおかつ先ほどのような数字をあげられたつて、私も全く信用できない。いかがですか。

○吉岡(二)政府委員 たいま御指摘がございました点は、やや不正確かもしれませんが御説明いたしますと、まず貸倒引当金と価格変動準備金が片寄つてゐる点は、私もそつだと思つて、貸倒引当金の中で、貸し金が一番大きいのは何と申しましても金融機関でございますから、どうしてもそれが大きくなると思つて、価格変動準備金にいたしまして、たなおろし資産が膨大なものはないとしても大企業でございます。そういう意味で御指摘になつたものはそのとおり大きいと思つて、先ほど私が計算してお話を申し上げました大企業との分け方につきましても、価格変動準備金などについても同じ割合で見えております。ただし、貸倒引当金は、先般も御説明申し上げましたように、これは一種の負債性引き当て金でございます、特別措置ではございませんので、これには入っておりません。

でございますが、実効税率が非常に下がつてきておるといふ点でございますけれども、その下に租税特別措置適用前所得に対する負担率が出ております。それでござらんいただきますと、千万円以下が三〇・七、一億円以下が三一・二、一億円超が三一・二ということでございます。特別措置適用後の差とあまり違ひがない。ですから、いまの所得は非常に大きくございますから、特別措置を適用した後の実効税率もそれほど差はないのだといふことがいえると思つて。

それにしても、大企業に多いのではないかと、これは確かに御指摘のとおり、実は私も調べてみたのでございますが、去年出しました資料は四十年代のものを適用したわけでございます。四十年代のところで中小企業と大企業、私どもの分類でございますが、一億円超で調べてみますと、大企業が七〇・七％、中小企業が二九・三％という結果になるのでございます。ところが、その後四十一年度、四十二年度、四十三年度の改正では、大企業に一番大きく適用になつております。価格変動準備金をことしは全部についてといつていくらい切つてしまふ。百五十億くらいあつたのを十三億程度に切つてしまふ。ですからそれはほとんどなくなつてしまつたわけでございます。それから、四十一年の改正で貸倒引当金について、普通の貸倒引当金は本法で設けておりますけれども、中小企業だけ特に二割増しを積ませることになつてしまつた。この分は実績比率をオーバーして積ませる分でございますから、特別措置法で規定いたしました分が税額で申しますと九十億くらいでございます。そういう中小企業専門の準備金、引当金等といたしましては、たとへば構造改善準備金もできましたし、中小企業の海外市場開拓準備金も拡大をいたしました。それらをすべてと変更をたどつてまいりますと、四十一年度は依然として七六・二対二三・八でございますが、四十二年度になりますと五六・六対四三・四となります。同じ比較であつたものと新しく入つたものを加除いたしますと計算いたしますと、四十三年度は中

小企業が五一・一、大企業四八・九ということになりまして、これに個人関係のいわゆる社会診療報酬の分を中小企業分に加えますと、先ほど申し上げた五五％、四五％という数字になるわけでございます。ですから、昨年お示しした資料はたいへん古いもので推計いたしましたので、四十一年度以降の租税特別措置の体系で御説明いたします。四十一年度―四十三年度にわたつて租税特別措置が急激に中小企業に傾斜してまいつたといふ点はお認め願ふかと思つてございます。

○広瀬(秀)委員 ある程度そういう形で、これは年来の私どもの主張でもありますし、大企業に傾斜して体質の弱い中小企業にこういう配慮が足りないといふことを言つてきたわけですから、そういう意味で中小企業に適用される面が若干ずつふえてきたといふことも私も認めております。しかし、それを証明する資料をあなた方は一つも出さない。この審議に先立つて、前年度とことしとこれだけ大きく変わつております。そして中小企業にメリットが帰属するもの、大企業にメリットが帰属するもの、これは大体どの辺まできりました、それはかくかくの理由です、ということはどうしてお出しにならないのですか。こういうものを質問すれば、そういうふうな手元にあると答えられる。それを審議の資料としてお出しになるといふようなことは何か差しかかがあるのですか。そういうものを前もつて出されて、そしてこのとおりにになりましたからということでは審議を求めてくるというふうな態度が私は必要だろふと思つて、聞いていくと、だんだん小出しに出してきて、それは違ふんだ。これは非常に審議の停滞にこそなれ、審議を促進し、能率的な効率的な審議をさせるという点ではまことに配慮の足らない態度だと思つて、非常に資料を秘密にしたがると思つて、出したがらないといふ、そういう傾向といふものはどうも大蔵省にある、そういうふうに私も思つて、その数字をいまさら答へられても、ここでそれを、そういうことでございませうかといつて私も認めるわけ

にいかぬのです。また、この大企業に傾斜する分のほうがかなり大きいといふことを言わざるを得ないわけなんです。中小企業に対する配慮も最近では幾らか出てきたといふことは認めるけれども、まだまだ大企業にメリットを帰属させるウエートが非常に高い、そういうふうに言わざるを得ないと思つて、その点ばかりやつておりますと、あとまた何人かの人たちもやるようでありますから、そちらに譲りまして、次の問題に移りたいと思つて。

この前、所得税法のとくにも銀行局長にお伺ひいたしましたわけですが、利子課税の特例の問題で、大体少額貯蓄の非課税制度を利用しておる人数は約四百四十万人ある。こういうことで、百万円限度で多額多店舗といふことになつておつて、これは延べじゃなくて、かりに一人が一口一種類しか利用していない、こういうことになれば四千四百万人、五千万人の有業者のうち約九割近くの人を利用している、非常に大衆に対して恩恵が及んでいるんだ、こういうふうに思はないこともないわけでありまして、これは一人の人が、かなり多いものは五十口、百口といふようなものを百万円限度で分散貯蓄をするというふうなことも当然うかがえるわけでありまして、それらについて、一体その実情はどういうふうになつてゐるのか、こういう点についてまず伺ひたいと思つて。

○澄田政府委員 たいまの点でございますが、少額貯蓄の非課税制度の四十二年三月末の利用状況、利用者の数は、おっしゃいました四千万に近い三千八百五十万といふことになつております。これは農協等まで入れました金融機関の計数でございます。そのほかに証券関係その他が約六百万ばかりでございますからほぼ四千四百万、こういうことになつてございまして、この当時はまだ四十二年三月ころの数字でございますので、多額多店舗になる前、したがって一人一口、こういうときでございましたが、こういう高い利用率を持つてゐるということもございまして、これはこの制度が非常に広く利用され、しかもこれ

○吉園(二)政府委員 私も理想的な形としてはそ
ういふ形にいくのが望ましいと考えておるわけ
でございます。常にこの問題は新しい問題として取
り上げられておりますが、一方において公平感と
いふものを徹底していくためには、利子の絶対的
な把握ということが必要になってきます。また、
源泉徴収をしていく限り確実に、もし課税すべき
所得がない場合は還付する必要がある、これらの
技術的な制度を十分に詰めてまいりませんと、結
果においては、たとえ匿名の預貯金とかさうい
うもので非常な不正ができるということになり
ますと、かえって大きな不公平が起きます。その辺
の技術的な点を私どもとしては詰めていきたいと
思いますし、また、金融関係当局としては、やは
りこれだけの大きな貯蓄額でございますし、ま
た、この貯蓄額が日本の資本形成等に大きく働
いているものでもございませぬので、その急激な影響
というものをかなり見きわめる必要がある。この
二年間に私どもとしてはさういふ点、貯蓄ある
いは資本の増強というよりな面からの配慮と、ま
た、技術的な公平な課税を担保できるかどうかと
いう見通しと、こういふものを十分つけて、二
年間の間に結論を出したいと考えておるわけ
でございます。

○広瀬(秀)委員 たいへん慎重な答弁をされてお
るわけですが、この日本の貯蓄性向が高い
ことは世界一だといわれておるし、しかも、その
貯蓄する目的は先ほど申し上げたようなことだ
し、しかも、日銀のこの調査によりますと、物価が上
がるということに対して非常に貯蓄意欲というも
のが減退するであろう、こういふようなこと、こ
れは当然常識的に考えられることなすね、と
ころが、この調査によりまして、物価が五%上
がっても六%上がっても、さういふことには関係
なしに、私どもは貯蓄しますという結果が出てい
るのですよ。だから、おそらくも政策当局とし
ても、いわゆる貯蓄増強に水をさしたりあるいは
貯蓄心がなくなったりしては困るという政策配慮
が一番先にこれをつくらしたわけですね。ところ

がさういふ心配はない。かつて税制調査会も指摘
しておりましたように、これは五、六年前、たしか
昭和三十六年くらいに税制調査会だと思いが
が、何年前かに、この優遇措置が切られたことが
ありましたが、そのときでもちつとも貯蓄の増強
という点では何の影響も出なかつた、こういふこ
とをばつきり指摘してはいるわけですね。しかも
分離一五%というものが、税の公平を非常に害す
る、しかもこれは大きな資産所得だということ
もありません、ここで資産である限りにおいて、
これは労働者の賃金のように、肉体が減ればそ
のままなくなつちまうようなものと違って、ちや
んと残る。いわゆる相続可能な所得である。しか
も非常に安定した所得であるというようなことも
あるわけですね。だからさういふものに対して、や
はり特に給与所得、所得税、こういふものとの見
合いにおいて非常にきつ立つた不公平感というも
のが出るわけでありませぬ。だからさういふ立場に
おいて、もう少し勇断をもつてこれはもうやるの
だといふような腹を固めて、税制調査会にも積極
的に諮問をしていく、こういふような考えを私ど
もは持つわけですね。大蔵省としてもその程度の気
持ちはなつていただきたいと思つておりますが、い
かがですか。

○倉成政府委員 たいへん御指摘のように、この
制度は非常に歴史的な過程をたどつております。
昭和二十五年に、たゞいまお話しになりましたよ
うに、源泉選択制度を廃止いたしました。しか
し、これは一年きりで、また二十六年に復活いた
しまして、それから御案内のように最近では昭和
三十八年に源泉分離課税を一〇%から五%に下げ
た、それから四十年に五%からまた一〇%、四十
二年度に御案内のように一〇%から一五%に上げ
たといふことでございます。そこで、この期限が
あと二年ほどでございますから、この間にいろ
いろ利子所得についての課税をどうしたらいいか
といふことを、やはりいろいろ御論議のあることも
参考にしながら検討しなければならぬのじやな
いかと思つておるわけでありませぬ。いずれにいた

しまして、この制度はその時代の要請と申しま
すか、やはり経済政策、経済全体の動向と密接に
関係があつて今日に至つておるわけでありませぬ
から、この四十二年度の改正の推移を見守りなが
ら、いろいろこれを御議論いただいたようなこ
とを参考にしながら検討していくべきものじやな
からうかと考えております。

○広瀬(秀)委員 どうもあまり慎重にかまへ過ぎ
て、色よい返事をしないわけですね、この
ことはやはり真剣に考えていかなければいけない
だろうと思つておる。さういふもの存在という
ものが、やはり国民の納税意欲というようなもの
を非常に鈍らす。それだけ第一線の税務職員など
はこのことを持ち出されて、さういふ不合理をや
りながらということをやられて、現実にも苦勞する
面も非常にあるわけですね。だから、さういふこと
から申しまして、またねらつた政策効果という
ものが、ほとんどこのことあるがゆゑに貯蓄がふ
えていくんだといふことは、もはや何の証明もな
いわけですね。これは主税局だつて証明できない。
銀行局長だつて、これははく然と金融機関のほう
をあずかつておる局長だから、それはあつたほう
がいいと、さういふ気持ちはあるだろうけれど
も、このことはなくなつた、さういふ分離課税の
メリットがなくなつたからといつて貯蓄が減ると
いふような、さういふものでないといふようなこ
とにもなつておるわけですね、さういふ点でせ
ひひとつこれを勇断をもつて、優柔不断の優断
であつてはならないわけですね、勇気ある断行を
ひとつ要望しておきたいと思つておる。

○井手委員 関連して一言、政務次官に勇断を求
めたいのです。
いま広瀬委員から、利子課税率の変更にもかか
わらず貯蓄はふえておる、さういふお話を
がございました。昭和三十四年の一〇%課税のと
きには一四%の貯蓄が一八%に伸びておる。それ
から税率を引き下げた四十年には、逆に貯蓄率が
落ちておる。税率を下げたときに落ちておる。こ
れはさう明らかに因果関係はないのです。した

が、税調においてははつきり答申をいたして
おります。いまさつき広瀬さんもおつしやつたと
おります。その政策的效果はないので廃止が妥当
であると明確に答申をいたしております。はつきり
き答申をいたしております。政府に断行を迫つて
おるわけですね。いまさら検討の余地はないはず
です。これほどはつきりした税調の答申があり、世
論の批判があるならば、何も検討の余地はない。
むしろ二年といふものを短縮して、近いうち二年
を待たずして廃止するのあたりませぬじやありま
せんか。しかし私は、それはしいては申しませぬ
が、期限が来れば廃止する予定であります、ぐら
いは言えないはずはないと思つて、明確に答申を
願つたい。

○倉成政府委員 先ほど御答申申し上げました
ように、この当初の出発点、非常に長い歴史的
な、明治以来大正、昭和、それからまた戦後と通
じてこの制度はできておるわけですね、さういふ歴史
的な過程を持つておるわけでありませぬ。したが
いまして、たゞいま井手委員の御指摘のありました
ように、利子、すなわち免税と貯蓄との相関関係
はどうかといふことになりませぬ、非常にこれは
むずかしい問題じやなからうか。これはいづれは
利子率と貯蓄率との問題とも関連いたしましてよ
うから、これはなかなか一がいに断定することは
できないと思つておる。しかし、一応貯蓄なり資本蓄
積に効果があるといふことを考へて、この制度が
設けられてきておるわけでありませぬから、税調の
御答申が昭和三十四、五年にあつたかと思つて
し、また、いろいろ世論の批判もあるといふこと
もわれわれ承知しておりますので、四十二年度に
せつかく一〇%から一五%に上げたわけでありま
すから、やはりこの推移を見守りながら期限の来
るまでに十分検討していくといふのが、たゞいま
のわれわれの立場でございます。

○井手委員 どうも末尾にひつかりがあるよう
ですな。法律の命するままに、あと二年で効力を
失います、政府もその方針でございます。税調か
らも答申があつておりますからその方針でござい

ます、くらはい言えないはずはないでしょう。倉成さん、それだけおっしゃって下さい。あいまにおっしゃいますと、いつまでもやりますよ。

か。あなたが検討するとおっしゃるから私はここに出できたのだ。

尊重して、二年先にはそういう廃止の方向でいく、そういう答弁をしてください。そうでないと大臣来てからでないかとやれなくなりません。

ついでにはいろいろ公社債市場の問題とか、あるいは国民の中にいわゆる証券貯蓄の風習というやうなものがないとか、そういうものをどうやって高めていくとか、長期金利体系の問題もあり、いろいろな問題が全部からまっています。それを税制が一手に引き受けてやる。これほど端的に税の体系を不公平の見本のような形で見せているものはないと思つてます。この問題については期限が切られておられますけれども、これぐらいはせめて廃止をする、そういう優遇措置というものを廃止をしていく。もちろんこれは理屈としては配当輕課、法人擬制説の上に立つて法人税の前取りだとかいろいろな理屈もあります。ありますけれども、とにかく現実には片方は所得が二百三十六万あって税金がかららない。給与所得者は八十万八千円をこえれば税金が取られるのだ。こういふやうな形というのは、どう見たって国民の感じとして――それは理屈がどうであらうと、いま理論で論議をしているのじゃないです。国民もそういう立場じゃない。額に汗して働けばこうだ、そして親譲りの資産で株の配当で食つていければこうだ、そういう形の端的な比較になるわけです。そういう理屈はいいですが、わかっているのですから。だからそういう理屈じゃないに、国民に税というものは公平なものなんだということを示すために、もちろんこれは法人実在というよりな形での法人税についての考え方というのには別に考えることとしても、少なくとも個人にも所得になる配当所得というのに対してあまりにも税を優遇し過ぎています。この問題についてはやはりめどをつけた答弁をお願いしたいと思つてます。

○倉成政府委員 昭和四十二年度の税調の答申は、井手委員よく御承知のように、利子所得及び配当所得に対する措置についてはその特例税率を漸進的に引き上げることとして、その引き上げの幅はさしあたり二年間は五割とする、いわゆる一〇％から一五％までという答申であります。したがって、税率のほうでいくのか廃止するのかというところは、これはやはりいろいろな情勢を考へながら検討すべきことであらうと思つて、ここで直ちに二年後廃止するといふのはいささか私としては行き過ぎじゃないか。

○倉成政府委員 四十二年度が一番新しいやつでありますから、やはりこれは長期答申を含めての議論だと思つておりますので……

○倉成政府委員 長期税制のあり方についての中間答申には利子については具体的に意思を表明いたしております。井手委員のおっしゃるののは前のやつではなからうかと思つておられます。やはりわれわれとしてはこの中間答申並びに新しい答申を一応参考にするべきものと考へております。

○古國(二)政府委員 ただいま御指摘になりました点、二つ問題があると思つてます。一つは、期限が二年後に到来いたします配当の源泉選択の問題、これが一つだと思つてます。もう一つは、これは期限がついておりませんが、配当控除の問題。第一の問題につきましては、これは御承知のとおり、利子所得の分離課税との関係から、資本市場の育成という意味で新しく最近に設けられた制

○井手委員 法律の命するところは、あと二カ年しかないじゃないですか。いま言えることは、二カ年は法律がそのままなっておりますから、二カ年続けてまいります、その後は税調の答申を尊重して廃止する方針でございます、そうおっしゃつたつて、あなた別にあとに問題起こらぬでしょう。政務次官、税調に諮問しておるといふお話がございましたが、その権威のない答申ではないはずですが、また、大蔵省もいろんな世論なり効果なり考へて諮問された結果の答申ですよ。同じことを何回も答申するはずないです。諮問するはずはないです。私が言つたくらい言えるだろう。

○井手委員 言わずもがなのことをおっしゃるようだが、記録に載るものだから私はあえて繰り返して申し上げておきますが、先のことを申し上げておるわけではないし、筋としてはあなたのほうの諮問に依つて明確な答申があつておるわけですから、それを早期に尊重していきたい、私としては尊重してまいりたい方針でございます、とおっしゃればそれで済むことですよ。

○井手委員 税調の答申は長期税制に関する四十年度の答申です。あなたのおっしゃる四十二年の答申は四十三年度をどうするかという答申ですよ。だから四十三年度の答申は廃止に至る段階的な一つの答申なんです。

○古國(一)政府委員 四十二年度が一番新しいやつでありますから、やはりこれは長期答申を含めての議論だと思つておりますので……

○井手委員 法律はそう書いてあるのじゃないですか。二年済んだらまた検討しますと書いてないでしょう。二年間だけでしょう。時限立法ではつきりしているでしょう。それだけの話じゃないです

度であります。これはむしろ創設された当時はできるだけ早く廃止するということをよくいわれた制度でございます。そういう意味で、利子所得との権衡上設けられただけに、利子所得と一緒に検討するということ、同じ年に終了するようにしてございませう。源泉選取という制度も、源泉課税のほうが税率が低ければ、やはり得で、だれでも選取いたしますから、確かに問題の制度でございます。利子所得と同じような期限が来たときに、それに対する解決をはかるべき問題だと思っております。

配当控除の問題は、これは御承知のようにシャウブ税制で初めて日本に導入された制度でございます。けれども、これは大正九年までは日本も同じ制度をとっていたわけでありませう。法人税を源泉課税と考えているわけで、ですからいま御指摘のありましたように、二百三十六万の人は、なるほど所得税としては税金を払っておりませうが、法人税では三百万ばかり税金を払っておりませう。これをもしも二重課税にしてよければ、この法人を通した所得には何十％という非常に高い税率がかかる。それがはたして企業というものを通した所得として妥当なかどうかということ、シャウブは問題にしているわけでありませう。たとえ組合をつくって一緒に仕事をして分配を全部しちゃったというときに、組合に課税をして、また分配金に課税をするかという点、そういう考えから申しますと、法人の所得ではございませうが、利潤として分配した分は、法人の所得から見れば、相手方に利子を払ったのと同じではないか。そういう考えから申しますと、配当も利子と同じに損金算入して、残ったネットを課税すればいいじゃないかという考え方も出てくるわけでありませう。ドイツの税制はそういう考え方であります。そういう考え方をとりませうと、法人税がその分配にかかっていることは、所得税に対する源泉徴収が行なわれていると同じだ、理論構成はそういうわけでございますが、見たところが、かつこうが非常によくない。たとえは私どもは給

料もらって源泉徴収されておりますから、ほかに所得がないと、年間で二百万ばかり給料をもらっていると思うのでございませうが、申告を要しない、つまりもう源泉徴収してございませうから、申告所得税は要らないということになるわけでありませう。それと同じ意味だということも考えられるわけでございます。ただ、いまの法律構成が配当控除というわかりにくい制度をとっているために、非常におかしなことだといふふうに見られておりますけれども、法人個人を通じた企業に対する負担として考えた場合に、はたして二重課税が妥当であるかどうかという点は非常にむずかしい問題であると思ひます。私は、両方考え方が成り立つと思ひます。現に世界じゅうの税制がございませう。最初二重課税を排除しておいたイギリスが、利酒税という形で、ちょうど昭和二十五年の前の日本の税制と同じ形に変わりました。ところが、二重課税をしていなくなったフランス、ベルギー、ドイツというものが、二重課税に変わってある。そういうことでなかなかこの問題はむずかしい問題でございませう。これはいま税制調査会の中心課題になっておりましたので、それこそ税制調査会の知恵をしばっていただいた結果によつて決定をいたしていくよりしかたがない、かように思っております。

○広瀬委員 この問題ももう理屈ではないのです。理論はわれわれもとうにわかつて質問しておるのであります。これは国民感情としてもそういうことでは納得しない。そういうことでございませうから、これも十分国民のために大衆のために善処をしなければいけない段階に來ておる。そういうことだけ申し上げまして、あとまたほかにやる方もございませう。次に交際費の問題ですが、これも約六十億をおそらく突破しておるのだらうと思ひます。この問題については、しかもほとんどもが九割以上も損金に算入されて、しかもその額が六千億をこすという状況になっておる。このことはやはり相当問題があると思ひます。

す。しかもこの交際費が百万円未満の法人などでもかなり利用する数が多い。しかし、金額は非常に少ない。百億円以上になりますと、一社で三億七千三百万近くも年間使ひます。大蔵省の資料によりますと、日本のマンモス企業である八幡製鉄とか富士製鉄とか日本鋼管、神戸製鋼などというところが四十二年の三月期で七億五千八百万、四十二年の九月期で六億四千万、こういう膨大に交際費を使つておるわけですね。こういうものはたしてそれでいいのかわかりませう。交際費が原則的には損金であることは、認めるけれども、こういうものが日本の商取引やなんかを毒したりあるいはそれが政治問題にからんでくるようなところにあるなどともからむような面もございませう。汚職の問題のじゃないか。しかも外国の企業家、実業家の人たちも、日本の交際費というふうなものについて非常にびびりするほど高額なものが損金として認められておるといふような制度にもなつておる。こういうものを、もう少し損金に算入しない部分というものを、もつとふやしていくのは当然のことだと思ひます。国民総生産が四十七兆とこえらるというふうな中で、六千億くらい当然の必要経費なんだという見方ではなくて、一社当たりにも四億、こういうふうなもの、一体何に使われるのだらうか。それがどれだけの必要性というものが、いわゆる必要経費として認められていませうか、こういうふうな議論が当然出るわけでありませう。そういうふうなことを考えれば、もつと損金不算入部分を増大して否認をしていくというふうなことにすれば、財政硬直化というふうな問題についても、こういう当然余裕があつて出せるような企業からもつともつと税金を正しく徴収することのできるのじゃないか、こういうふうな思ひます。そういう点で、この問題についての主税当局の考えと進むべき方向について述べていただきました。

○吉園(二)政府委員 これもこの間申し上げましたが、御承知のとおり、交際費というものは二十年間までは全部損金であつたわけでありませう。しかし、当時の日本の企業の実態として、交際費というものが企業経費、売り上げの伸長というもののためだけに、社用消費に使われておる部分がある、便乗消費があるというので、過大な交際費についてはそれを必要経費とは認めないという趣旨で損金不算入制度というものを創設したわけでありませう。これはアメリカでもケネディ税制のときにやり出したことでもございませう。その後いろいろ変更がございましたが、現在の姿でございます。交際費の総支出額が五千九百二十六億、そのうち損金不算入となつておるものが六十億という結果になっておる。ただし、このうち中小企業で否認をされておるものが三百六十二億、大企業では六百九十八億、損金不算入の割合、つまり使つた交際費のうち損金不算入になつておる割合は、大企業では四〇・八％でございませうが、中小企業では八・六％にすぎないわけでありませう。これはつまり四百万円と資本金の一定額との合計額を基礎控除にいたしました、これが響いているわけでありませう。御承知のように、当初交際費課税という問題は中小企業には適用しないということに進んでまいりましたが、その後中小企業も一律に適用すべきであるということ、その場合には基礎控除が必要だということ、基礎控除を設けた経緯がございませう。そこで、いま交際費課税を強化するという意味で基礎控除をこえた分は全部否認してしまつたらあと幾ら否認できるかということ、私ども計算をいたしてみますと、大体三百億程度しか出てまいりませう。つまり基礎控除で食われておる部分が非常に多い。基礎控除を吹き飛ばしたらどうかということ、これは確かに千三百億ばかりとれますが、そのうち千億が中小企業になつてしまふ。つまり交際費の課税と申しましても、中小企業が交際費を使つて仕事をしている面というものは、これはなかなか無視できない。交際費を全額課税してしまふと困るのは中小企業であるという結果になるわけでありませう。交際費というものは、これはやはり広告費と同じ

で、むだに企業が使っているわけではないのでございまして、企業としては差し引き利益が最大になるべくいろいろなことをやっているわけでございますから、これを課税するとすれば、やはり合理的な基準が必要なんですね。交際費をたくさん使うというものはけしからぬというものは、私もそう思います。いまの交際費の使い方は非常にけしからぬ点が多いというふうに私も思うのでございませぬが、これを税制で税を取ってしまうというものは、これは経費として社会に流出したものを、それにあつたら税金を取る、いわば資金がないところから税金をとるわけでございますから、それだけ税率は所得に対して高くなるわけで、中小企業あたりはこれでやられますと非常に重い負担になると思ひます。もちろん、さらにくふうをして実際に適した交際費の課税をはかつていくということは、私も賛成でございます。その点で今後努力をしていきたいと思ひます。

この制度も来年度は期限がまいります。先ほど御議論のように、期限が来たら廃止をするつもりですと、交際費が全部損金算入になつてしまつたので、これは期限が来ても私は絶対廃止しないというつもりでおります。もう少し制度を合理化して残したいと思つております。

○広瀬(秀)委員 いろいろおっしゃつたけれども、この制度は、やはり損金算入を否認する方向を強めていくというところで当然やるべきだ、こういう形であつて、私もその方向については賛成をするわけでありませぬ、いまそういう趣旨のお答えがあつたと理解をしたいわけですが、できる限り否認を強化する、損金算入を強化する、そういう方向で検討する、こういう趣旨ですね。

○古國(二)政府委員 合理的に強化したいといふ、かように思つております。

○広瀬(秀)委員 時間があまりございませぬ。通産省も来ておりますので、各論的に輸出振興の問題をお伺いしたいのですが、ここに輸出割増償却制度をさらに拡充をする、こういうことで甲

種輸出貢献企業あるいは乙種輸出貢献企業というよりなことを書かれておられるわけですが、一体どういう基準で貢献したかどうかということをごきめのか、まずそのことを伺いたいと思ひます。

着席
○宮本説明員 輸出貢献企業の基準でございませぬが、現在のところ、甲種の貢献企業、乙種の貢献企業、二種類に考へております。乙種の貢献企業につきましては、基準年度の輸出額をベースといつたしまして、当該年度の輸出額が一分以上伸びている企業ということに考へております。それから甲種の貢献企業につきましては、乙種であることはもちろんであります、さらにその中で当該企業の輸出比率が下回つておらない、あるいは当該企業の輸出の伸び率が日本全体の輸出の伸び率と比較いたしまして三分の二以上伸びておる、こういうものが甲種の貢献企業と考へております。

○広瀬(秀)委員 その輸出という概念の中で、たとえば、きのうですかスハルト大統領が日本を訪問した。おそらく日本政府との間で、六千万ドルか一億ドルか知りませんが、援助協定をしたい、援助の要請に来たことははっきりしているわけでありませぬ、そういういわゆる対外援助、こういうようなものは当然輸出の中に入るんだらうと思つたのですが、いかがですか。

○宮本説明員 従来から入れておりますので、今後もし入れるつもりでおります。

○広瀬(秀)委員 輸出入銀行からいただいた資料によりまして、円借款供与状況一覧というのがございませぬ、これはたくさんあるわけですね。これは円を持っていて、札を持っていくわけじゃないのですから、日本の機械なりあるいはプラントなりその他の商品なりがこういう形で出ていくのだからと思つたのですが、百二十一億二千五百万ドルですか、輸出目標の中にこういうものもみんな入つておる、どう了解してよろしいですか。

○宮本説明員 入つておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そういふ場合に、こういうもの

の発注を受けるような貿易商社あるいはメーカーはたいした企業努力なしに——これは交際費をうんと使つてもいいが、ちょっとこれは皮肉になりますけれども、そういうようなことで輸出がまあおつちやつたように一分ふえるとか、あるいは総体の日本の輸出の伸び率よりも三分の二以上ふえるとか、そういうことで甲種、乙種分けられるわけだけれども、そういうようなものを一つひとつと発注されたら、そういう一歩くらいは伸びる。そういうこともあつて、たとえばアメリカの輸入課徴金ともなつてぶつかつてくるような、あるいは輸入課徴金が行なわれれば、特恵問題もだいたい先入りだけけれども、特恵問題が実施されたと同じような結果になる。輸入課徴金の場合でも特恵供与しなればならぬような国に対しては課徴金をやらないのですから、現実にはもう課徴金をやる段階でそういう事態に立ち至るということもいえるわけですね。そういうような特恵問題や課徴金問題で非常に困難にさらされるような業者が非常に努力しても一分ふやすことはできない。しかし、こういうようなもので政府とのいままでのコネによつてすばつと一つ大きい仕事があるということになれば、それで非常に恵まれた今度の割増償却の適用を受けられる、こういうことがあるわけですね。したがつて、貢献度というのは単に実績だけを見てやるのか、ほんとうに市場開拓にたいへんな努力をして、その結果輸出を増大させて、そういうようなものは入らないわけですか。

結果だけを見るわけですか。どうなんでしょう。

○宮本説明員 先生の御趣旨はまことにごもっともでございます。私もできる限りそういう方向にしていきたいと思つておるのでございませぬが、税制のことになりますので、やはり客観的な基準が必要かと思ひます。

○古國(二)政府委員 この制度全体は輸出を奨励するといつたことでございませぬ。ただ画一的な制度といつたしましては、何らかの客観的な基準をとりませんと、たとえば通産省がこれはよくやつたという程度では困るのでございませぬ、やはりで

きるだけ一つの基準を考へて、それに乘つていくよりしかたがない。たとえば今度の制度でございませぬと、一般的に輸出をしたものについては、従来からの制度は底にあるわけでございます、その中で貢献企業というものに三割ないし六割の上積みをも認めていく。いま為替金融課長が申しましたような基準に該当するものは、大体において努力したものであるといふことは、九〇%そうだと思ひます。中にはちよこつとウインドフォールみたいなものが入る場合もあると思ひますけれども、大勢としては、追加をするについてはこの程度の基準がやむを得ない限度ではなからうかと考へておる次第でございませぬ。

○広瀬(秀)委員 政令の案もこの通産ジャーナルに出ておるのですけれども、前年の一分というところ——これは大体前々年ぐらゐになりそうなんですけれども、そういうようなことでやるのだから、輸出の数量あるいは金額、そういうようなもので一分伸びた、そういう貢献度というものを一体だれが認定するのか。一分ということが入れば、企業努力というようなことは何も考へずに、無条件に一分という、これがもう唯一の基準なんだ、こういうことですか。

○古國(二)政府委員 この認定は主務大臣、大部分は通産大臣がやることになつております。乙種の場合は一分が一つの基準であつて、これに該当すれば一応は認定をされるものと私も思つております。

○広瀬(秀)委員 先ほど引き合ひに出したのですが、円借款の問題などで政府資金を使つてやる、海外に商品輸出する、あるいは機械類を出す、あるいはプラントを出すというふうなことでうまく飛びついたりする、こういうようなことへの恩恵にすばつと浴する。こういうようなことになりかねないわけですね。そうすると、そういうふうなことで非常に有利になる、あるいは業務が拡大をし、発展をする。そういうものがさらにこの適用を受けて償却額を一・六倍あるいは一・三倍にふやしてもらえる、こういうふうなことになる

たという程度では困るのでございませぬ、やはりで

のでは、これはまた一つ問題があるのではないかと。

それともう一つ、基準年度というよりなものがある、いままで準備しておいて、これから開拓をして、初めて輸出に乗り出した、こういうよりなものには比較すべき基準年度がないのだから、そういうものは全然メリットを受けない、そういう不合理も出てくるだろうと思ふのです。だから、こういうような場合は一体何も考えないわけですか。基準年度からずつと引き続いてやっていると、ただが適用される、新しく輸出を始めて相対的な実績をあげたというよりなものなんかは入らないわけですか。

○吉國(二)政府委員 ただいまの点でございますが、確かに円借の場合は、この制度としては円借をやつた場合には、最終的に向こうは外貨を獲得して返すわけでございますから、やはり外貨獲得だといふ意味ではははずすわけにいかないといふので入れたのであります。そういう意味で、少しウインドフォールのなところはあります。けれども、そのかわり、これは一べんそういう案な商売をして一多こえたといつておりました、この次の年は、今度はそれをもつとこえなければ割り増しは認められないといふことになるわけでありまして、それにまた、この制度は、償却にいたしても各種の準備金にしても、繰り延べにすぎないわけでございますから、結果においては、たとえば海外市場開拓準備金でございますと、翌年から積んだ分の五分の一ずつくずれてまいりますから、そういうウインドフォールでたくさん積んだ、翌年からは積むはうはなくて逆にくすすはうはたくさん出てきて苦しくなるといふこともございます。そういうところで取り戻しをつけてあると、しいていへばいえるかと思ひます。一年目の分はこれほどよりも基準年度はないものですか、基礎になる従来からの制度の分は積めます。二年目からは新しい制度の分が積み増しできる、それはやむを得ないかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 時間の関係もあるし、あとまだ

同僚の方が待つておりますので、きよりはこれだけで終わらしていただきます。

○渡辺(美)委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 私、改正法案に出された中身の問題について、具体的な問題をちよつと詰めてみたいと思ひます。

一番最初に取り上げます問題は、措置法の五十二條の五、国際観光ホテル整備法に基づいて、固定資産の耐用年数を、まあ特別償却、減価償却の割増し償却をやらうといふのですけれども、そこで一体、この旅館の種類はどういうふうになつてゐるのか、これから説明いただきたい。

○深草政府委員 旅館は一般的に、厚生省の所管になつております。旅館業法に規定されております。この法律に直接関係のありますのは、先ほど先生のおっしゃつた国際観光ホテル整備法に基づきます登録ホテル、登録旅館、この二つでございます。

○村山(喜)委員 国際観光登録ホテルと国際観光ホテル、これは運輸省の所管ですね。日本観光旅館連盟の旅館は、これはどこの所管ですか。

○深草政府委員 日本観光旅館連盟は一つの公益法人でございます。沿革的に申しますと、昔、国鉄指定旅館といふような制度がございました。別に法的な制度ではございませんで、国鉄が指定をした旅館、これの連盟でございます。現在指定制度はなくなつておりますけれども、そのまま法人は残つております。この監督は運輸省でいたしております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、いままだ交通公社指定といふのがありますね、日本観光旅館連盟の中に、それで四段階だといふふうに考へてよろしいですか。登録ホテル、観光ホテル、それから日本観光旅館連盟の交通公社指定とその他、この四段階に旅館といへば普通考へられますか。

○深草政府委員 別に法的なランクはございませんで、一番外人が利用に適するものを登録制度によつて実施いたしておりますが、大体それと同程

度のもので国際観光旅館連盟というのが一つございます。それよりも若干広げましたものは日本観光旅館連盟、それから交通公社の指定旅館は、原則としてそういう国際観光旅館連盟あるいは登録旅館あるいは日本観光旅館連盟、こういうものの中から適当なものを交通公社で指定しておるといふことでございます。

○村山(喜)委員 登録ホテルについては税法上の利益を享受しては、国際観光ホテルについては別にございませんか、登録ホテル以外のものについては。

○深草政府委員 登録制度はホテルと旅館と二本立てでございますが、政府登録といふ名前のつかない旅館につきましては、恩典は何にもございません。

○村山(喜)委員 そういたしますと、政府登録ホテルに税法上の恩典を享受する理由は何ですか。

○深草政府委員 この整備法は昭和二十四年にできたわけでございますが、当時戦後でございます。だんだん外人も、業務客あるいはその後は観光客、そういうものが日本に来るのがふえましたけれども、ほとんど占領軍に接収をされておるとかそういう事情もございまして、純粹の民間のホテルを早くつくつてなければ外客の誘致上非常に支障があるといふようなことで、こういう恩典を享受する制度を設けたわけでございます。

○村山(喜)委員 これは外人だけ泊まつてゐるんですか。

〔渡辺(美)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕

○深草政府委員 日本人もちろん泊まつております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、外人観光客の誘致という立場から税法上の利益を享受しておるわけですか。これはちよつと矛盾するじゃないですか。日本人の宿泊者のほうが多いでしょう。

○深草政府委員 登録ホテルのほうが申しますと、主要ホテルの外人の宿泊の割合でございます

が、四十二年度は全国平均で三〇・七％でございます。それから京阪神あるいは京浜地区、こういったところは五一・七％、外人のほうが若干率は多くなつております。

○村山(喜)委員 全国平均でいかになくちゃいけませんから三〇・七％、なるほど外人観光客を誘致するために、ドルをかせぐためにそういうような税法上の利益を享受するといふことなんでしようが、一体そういうような特別措置をとる必要があらうか。何かそこには利益と対応する義務みたいなものがあるんじゃないですか。義務がなければそういうような税法上の利益を——ホテル業といふのは旅館の中では最上級ですから、それに対する措置が非常に不均衡な形になるんじゃないか。何か関係があるんじゃないか。

○深草政府委員 国際観光ホテル整備法の第四条に登録基準がございまして、これは申請者の人格とか、あるいは経営の健全性もございまして、一番の重点は施設基準でございまして、たとえば外客の宿泊に適する部屋が一定数以上ある、一定割合以上ある、あるいは基準客室と申しておりましたが、それには一定条件を満たすといふようなことと、あるいは当然のことでございますが、客室にかぎをかける設備があるとか、あるいは浴室、便所、こういうものが外人向きであるとか、あるいは消防法よりも若干きつい消防設備、その他外人宿泊に適した部屋があることのはかに、接遇上必要最小限度の要件を整えるようなことになつておるわけでございます。

○村山(喜)委員 だから、減価償却資産の耐用年数の短縮をやらうといふわけですか。税法上二分の一以上三分の二といふのは、これはどこで区分するのですか。短縮の基準はどういうふうになりますか。

○深草政府委員 現在の国際観光ホテル整備法が二十四年にできた当時、これは議員立法でございますが、この耐用年数は一般の旅館の耐用年数の半分といふことでできた沿革があるわけでございます、その後大蔵省令で一般の耐用年数は著し

く短縮せられておりますが、これが法定されてお
るような関係もございまして、なかなかそれに追
いつけないで、最近におきましてはほとんどが法
律に基づく耐用年数と大蔵省令の耐用年数とが接
近をしまいでございまして、ものによりましては逆に
法律のほうが長くなっているというよりなことで、
当初の趣旨を著しく曲げてきたというよりなこ
ともございまして、今回租税特別措置法にこれを
移すにあたりまして、当初のこの法律の精神ある
いはその後の推移、こういったものを勘案いたし
まして、最高は二分の一という条件で政令
できめることにいたしましたわけでございます。

○村山(喜)委員 最高が二分の一ですか。最高は
三分の二じゃないのですか。

○深草政府委員 一番優遇された場合が二分の一
でございます。

○村山(喜)委員 そうしたら、大蔵省の「ファイ
ナンス」のあれは間違っていますね。あれは三分
の二というのが入っていますよ。

○古園(二)政府委員 短縮を二分の一ないし三分
の一でございますので、耐用年数が残るほうが三
分の二、二分の一になるわけでありまして。

○村山(喜)委員 そこで、これの五十二條の五に
よる租税特別措置法上の減税額は幾らですか。

○古園(二)政府委員 十億未満でございます。正
確に申し上げますと、平年度で九億八千三百万、
初年度でございますと一億九千七百万でございます。

○村山(喜)委員 これは大蔵省の四十三年度特別
措置による減額試算のどの欄に入りますか。

○古園(二)政府委員 「輸出の振興等」の「その他」
に入っております。

○村山(喜)委員 これの該当旅館数、ホテル数は
何になりまして。

○深草政府委員 四十三年の三月一日現在で、ホ
テルのほうで百五十八件、一般の旅館が八百五十
二件でございます。

○村山(喜)委員 平年度について九億八千三百万
の減税措置、これは一番恵まれているわけです

ね。ホテルの中では一番大きいホテルについては
こういような措置を講じて、われわれが泊まる
よりなホテルあるいは旅館については税法上の恩
恵を与えないわけですね。そういうよりな措置を
とりながら、なお登録ホテルについては運輸大臣
の書簡によって固定資産税を減免をする措置があ
りますね。この減免額は幾らですか。

○山下政府委員 多少資料が古く未整理な部分が
あって恐縮でございますが、四十年四月の調べに
よりますと、地方団体が登録ホテルについて軽減
をいたしております軽減額は一億九千四百万円
でございます。

○村山(喜)委員 これはホテルだけで、旅館につ
いてはやっていませんね。

○山下説明員 ただいま申し上げました数字は、
登録ホテルにかかる軽減額だけでございます。こ
のほかに登録旅館についても軽減している市町村
がございます。その数字は、登録旅館にかかわる
ものは九千九百万円でございます。

○村山(喜)委員 これは四十年のものですが、い
ただいた資料によると、ホテルが百四十九で固定
資産税は一億九千四百万円ですから、大体一ホテル
当たり百二、三十万固定資産税を減免をしても
らっている。登録旅館の数はわりかまませんが、こ
れは先ほどの割合からいならば、旅館のほうは
ホテルよりも固定資産税を減免をしてもらってい
る金額は少ない、こういうふうに見てよろしいで
すね。

○山下説明員 四十年四月の調べによりまして登録
旅館に関する数字の上で申し上げますと、一旅館当た
りの軽減額は、一ホテル当たりの軽減額よりも少
ないということがいえると思っております。

○村山(喜)委員 この登録旅館の数は何ばです
か。

○山下説明員 一億九千四百万円の軽減をいたし
ました場合の関係ホテル数は、百四十九ござい
ます。

○村山(喜)委員 いやいや、旅館のほうです。
○山下説明員 旅館のほうは三百八十八ござい

ます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、先ほどの観
光局長からの数字とは若干食い違いがあります
ね。ホテルのほうはふえて、旅館のほうは固定資
産税関係の減免を受けていないものが約五百あ
る。ホテルのほうはその後もできていますしよ
うから、これは全部といってもいぐらい受けてお
る。しかし、旅館のほうは三分の一ぐらいしか受
けていない、こういうふうに確認してよろしいで
すね。

○山下説明員 地方団体が地方税法六条によって
みずからの判断によって軽減しているものござ
いまして、因際観光ホテル整備法七条で、登録ホ
テルについては地方税法上の不均一課税をすること
ができるのだという規定がございますが、登録
旅館についてはその規定の準用がございません。
そういう事情もあるのではないかと思いますが、
登録旅館について軽減している数は御指摘のと
おりでございます。

○村山(喜)委員 ずいぶん前ですが、水上温泉ホ
テルの火事がありましたね、そのとき死人も出
た。それから近くは神奈川県湯河原の大伊豆ホ
テル、これは二人死んで四十数人が重軽傷を負
った事件がありましたね。これは登録ホテルです
か、そうじゃありませんか。

○深草政府委員 水上のほうは登録旅館でござい
ましたが、その後火事ございまして登録を辞退
いたしております。したがって、現在は登録旅館
ではございません。それから湯河原のほうは最初
から登録旅館ではございません。

○村山(喜)委員 先ほど観光局長ですか、登録ホ
テルの場合には消防法による基準よりもなおきつ
い施設条件が要求されている、こういうことござ
いまして、その中身は。

○深草政府委員 はつきりした資料を持ってきて
おりませんが、一つは避難階段の数が、消防法で
は三階以上について二つ、私のほうは階数に関係
なく二つ最小限度要するということでございます。
それから消火器の配置が広さによって一定数が

まっておりますが、その広さも標準が登録の場合
のほうに狭い。この二点だと思っております。

○村山(喜)委員 登録ホテルができた、そうして
最近にひんびんとして火事が起る、その火事を
防ぐための消防施設というものを考えてみると、
消火施設あるいは警報設備、さらには避難器具、
その他いろいろの基準があります。この基準と同
時に考えなければならぬのは消防車ですね。消
防車のはしご車、こういうよりなものを備えつ
なければ高層建築については人命の救助はでき
ないという実例が出ておりますね。

そこで、私お尋ねいたしますが、こういうより
な登録ホテルは税法上九億八千三百万円もま
けらしてあります。まけてもらっているとするな
らば、ホテルなり旅館なりで、そういうのはしご車
を用意しているとか、そのような施設を持つてい
るところはございますか。

○深草政府委員 高層建築に対する消防施設とし
てのはしご車でございますが、私は現在登録ホテ
ル、旅館がそういうものを持っていることは承
知しております。しかしこれは、私どもとして
は自治体消防が措置すべきだと思っております。
まして、ことに観光地におきましては相当遊興飲
食税があがっておりますので、それらを消防のほ
うにぜひ回していただきたいというふうな要望を
いたしておるわけでございます。

○村山(喜)委員 遊興飲食税はこの収入になり
ますか。

○山下説明員 府県でございます。

○村山(喜)委員 自治体消防を設置するのは市町
村でしよ。だから県のほうで税金を取って、そ
の分をはしご車をつくるほうに回せるのですか。

○深草政府委員 ちょっとと言ひ足らなかつたわけ
でございますが、これは沿革を申し上げますと、前は
市町村に納めた税でございます。その後県税にか
わったわけでございます。私どもと申しますか観
光地の市町村長あたりは、昔どおりとまていかな
くとも、少なくとも三分の一ぐらいはその所在地
の市町村に還元をしていただきたいという強い要

望をいたしておるわけでありませぬ。

○村山(喜)委員 あなた方自己矛盾を感じられな
いのですか。運輸大臣の連絡によって固定資産税は
まけなさい、そして一億九千四百万もまけさして
いるわけでしょう。税金はまけさした上に、そう
いうようなはしご車ですね、これは国庫補助と起
債で三分の二は見ます。見ますけれども、財源は
県のほうの遊興飲食税とおっしゃるが、これは県
のほうに取られて、当該市町村にはさういふよう
なのはないでしょう。だから、この起債というの
は借金ですよ。片一方、固定資産税はまけさせる
ように運輸大臣の書簡を出してまけさせているで
しょう。しかも、その減収分については自治省の
地方税法で定めるところによりまして、それは交
付税なりその他で補てんをするわけですか。補て
んしないでしょ。

○山下説明員 登録ホテルにかかる軽減分につ
いて地方交付税の補てんはいたしておりませぬ。

○村山(喜)委員 だから、その補てんはしないん
です。だから、出せば出すだけマイナスになるの
です。どこも見てくれませぬ。そうして国税にお
いては、いまも話があるように九億八千三百万円
もまけています。そういうようなサービスをしな
がら、大きなホテルについては、これは国税にお
いても地方税においても大サービス、そしてそうい
うようなところがあるところにははしご車を購入
するのに起債という借金を押しつけてやるから、
そういうようなのをかかえている市町村は消防防
を充実しようと思ってもこれは金がないからでき
ないですよ。だから火事でもあったら、これは私
も調べてみたんだが、一秒間に煙は五メートルか
ら六メートル上のほうにのぼり、横のほうには一
秒間に一・五メートルはうというのです。そうい
うようなのに対してはゆるい訓練、施設——訓練
もあまり行き届いていない。消火施設なりあるに
は警報施設、設備とか避難器具などはわりあい
整ってはいるでしょう。こういうようなものにな
ぜこういふような減価償却資産の特別な配慮をし
なければならぬのですか、大蔵省は、これは庄

力団体に負けたんじゃないですか。

○吉國(二)政府委員 この制度は、先ほどお話を
ございましたように、議員立法でできました国際
観光ホテル整備法の中に、税法上こういうふう
にするの書いてあるのをごさいます。しかし、それ
は何も議員立法だからということじゃないのであ
りまして、こういう特殊な設備をすることによつ
て外客を誘致をいたします。ここで私どもが輸出
促進措置の中に特に「その他」として入れておりま
すのも、外貨獲得ということから考えているわけ
でございます。ホテルの設備が不十分でございま
す。とどうしても、いかに景色がよくても外客が来
ない。やはり外貨を獲得する必要性の強いときで
あるだけに、できるだけ早くこういうホテルを整
備させまして、外人が泊まれる——外人は御承知
のとおり日本式の便所じゃなかなか泊まれないの
でございまして、やはりそれだけそういう設備が
必要である、そのためには相当な投資が必要で
す。早くその投資を回収しなければ採算も合わな
いというようなこともございまして、こういう特
別償却を認められたものと私了解しているわけで
ございまして。ただ、これが遺憾ながら法律で耐用
年数を書いたものでもございまして、償却の耐用
年数のほうはほとんど合理化して短くなってまい
りますので、これじゃ実際上平分のつもりだったの
が、いまじゃほとんど同じだというので、今回こ
ういう措置を租税特別措置の中に入れて、ほかの
償却と権衡をとりながらやりますよということ
になったわけでございます。最近の一般の耐用年
数はかなり短くなっておりまして、前と同じよ
うに二分の一ではほとんど耐用年数がなくなつて
しまふようなものが出てまいりますので、そこで
短縮割合を二分の一以上三分の一以内ということ
で制限をいたしまして、前よりはややくつくなつ
ていくわけでございます。

○村山(喜)委員 お伺いします。固定資産の耐用
年数は、これは比較をして短くなったんだとおつ
しやるんだが、建物関係は木造の場合十五年、そ
れから鉄筋は四十年でしよ。それを今度は二分

の一にするということは、木造関係だつたら七年
半、それから鉄筋は二十年で償却ができるように
しようというのでしよ。

○吉國(二)政府委員 二分の一短縮と申しますの
は、一般の法定耐用年数の二分の一でございま
す。旧耐用年数は十五年で木造建物をきめており
ます。一般の耐用年数のほうもいま二十二年に下
がってしましました。前は三十年だったのです。
そこで二十二年の半分まではいかなければいけ
ない、十三年度、まあ何何何でも建物を十年とか八年
というわけにまいりませぬ。二十二年に対して十
三年ということに大体きめる予定でございませ
ぬ。○村山(喜)委員 それは建物関係はわかりませ
ぬ。庭園とか舗装道路とかさういふようなもの
基準があります。しかし舗装物はどうなんですか。
庭園とか舗装道路とかさういふようなもの
で特別償却を認めなければならぬのですか。

○吉國(二)政府委員 これはいろいろ考え方があ
ると思ひますが、ほかとホテルが赤土の上に
建っているというのものは、あつたが、あつた
ございまして、やはり環境整備というものが整
ってホテルになるといふ意味では、ホテルとして
風格を備える程度のところまでは認めざるを得な
いということ、前の制度のときにすでに認めて
おりますので、少ししほつたのでございませぬ
ということ、少ししほつたのでございませぬ
も、大体階数をしたということでございます。
○村山(喜)委員 登録ホテルの器具あるいは備品
は、これは普通のホテルよりも値段の高いものを
使うからということ、あなた方は償却を早める
わけですか。室内装飾品それから厨房用具、そ
ういふようなものまで耐用年数がどうして違わな
ければならぬのですか。

とだけに、こちらといたしましてはあまり査定を
するわけにいかぬという事情もございませぬ。

○村山(喜)委員 厨房用具など、そういうような
のは衛生的な基準というものはどの旅館にしても
私は必要だと思ふのですよ。それを外人が泊まる
から厨房用具はその二倍も三倍も高いのを使つ
て、ほかの一般のホテルは、——そこでは洋食も
出すわけですよ。そういうような厨房用具が値段
が違ふというの、どうしてもわれわれは受け取
れない。これはもう明らかに既得権化しているも
のを延長して、その上にあなた方は税法上のメ
リットを与えようという考え方に立っている、そ
ういふような考え方が説明できないじゃないで
すか。観光局長、何かありませんか。

○深草政府委員 先ほど申しませぬでしたが、基
準の中に、これはたいへん抽象的な文句でござい
ますが、ホテルのほうには、環境及び建築が良好で
あること。それから旅館のほうはさらに「環境、
建築、外観及び庭園が優秀で、外客を喜ばせるに
足るものであること。」それから「基準客室」の中
で「設備、調度品等が、日本趣味豊かなものであること。」こ
ういった条件がございまして、当初からこういう
ものが入っておるというわけでございます。
○村山(喜)委員 おかしいのですよ、あなた。電話
の整備からネオンサインまで区別をするのですか。
外人向けの電話はどんな電話ですか。喜ばせ
る。電話というのとはどんな電話ですか。
○深草政府委員 電話につきましても、客室につ
きましては、卓上電話というものの設置を義務づ
けておるわけでございます。
○村山(喜)委員 このごろは卓上電話ですよ、あ
なた。値段の高いホテルに泊まったら、かけてあ
るやつなんかそれは昔のやつだ、みんなダイヤル
式になつてはいるのですよ。あのお湯を引く管も違
うのですか、これは五年間ですよ、何か水でも違
うのですか。私はさういふようなのを見ている
ではさういふような外人の特別な慣習の違いを考

えての措置をとって税法上のなにはしていいと思ふけれども、構築物から器具、備品、それから機械、装置、こういうようなものまで税法上の恩典を与える必要はないと思ふのですよ。倉成政務次官、いかがでございますか。

○倉成政府委員 だんだんお話を承っておりますと、やはりこれは非常に最初の出発点からずっと経過を経た歴史的な所産のような感じがいたします。したがって、いづれかの機会にやはりこれは洗い直す必要はあろうかと考えております。

○村山(喜)委員 なかなかいい答弁をいただきました。そういうふうにひとつ明確にこれからは御説明をいただきたい。

○古園(二)政府委員 合計いたしますと十八種類は幾種類ありますか。

○村山(喜)委員 それを条文ごとに読み上げてみてくださいます。

○大倉説明員 多少細目にわたりますので、私から御説明申し上げます。

まず、法人系統で御説明申し上げますと、租税特別措置法第四十三条の合理化機械等の特別償却、これは表にまとめてございますが、その第一号がいわゆる合理化機械、それから第二号が中小企業用合理化機械、第三号が中小企業近代化資金等助成法に規定する事業協同組合等の、私どもが協同組合用合理化機械と申しておりますグループ。それから第四号が国産一号機と私ども申しておりますもの。それから第五号、工業用水法に規定いたします工業用水道施設でございます。それから第六号が公害施設、第七号が昨年設けました私鉄の都心乗り入れあるいは高架化の系統の設備でございます。

○村山(喜)委員 その中身まで詳しく言わぬでもいい。

○大倉説明員 以下第八号、第九号とあります。それから条文に即して申しますと次の第四十四条が新技術企業用機械設備等の特別償却でございます。

ざいます。それから第四十五条が低開発地域の工業用機械等の特別償却でございます。今回この次に一条加えまして、中小企業の構造改善促進計画をつくりました場合の増し増し償却が新たに追加されております。それから四十六条に、現在の近況に基づきます指定業種の増し増し償却がございます。それから四十七条が新築貸し家住宅の増し増し償却でございます。四十八条が耐火建築物等の増し増し償却でございます。四十九条が鉱業用坑道等の特別償却。五十条が林業の、造林費の特別償却でございます。第五十一条が中小企業構造改善計画をもちます特定の構造改善組合の取得資産の特別償却でございます。もう一つございまして、第五十二条がこれは鉱工業技術研究組合と申しまして、共同試験研究いたしますときの参加企業の支出金でございます。その特別償却でございます。

○村山(喜)委員 それじゃ十八になりませんか。

○大倉説明員 いまこまかいものは省略して申し上げます。

○村山(喜)委員 私はこれを調べてみたんですが、四十三条、四十四条、四十五条、四十六条、四十七条、四十八条、四十九条、五十条、五十一条、五十二条、それと今度新しくつくる五十一条の二というのがありますね。それから四十八条の二というのがあります。それから四十八条の二というのがあります。そういうのをつけ加えなければおかしいじゃないか。たとえば原油備蓄の増し増し償却は特別償却の中に入らないのですか。

○大倉説明員 失礼いたしました。それは当然つけ加えるべきでありまして、原油備蓄の増し増し償却、それから地中架送配電線の特別償却、当然つけ加えるべきであります。なお五十二条の五は先ほど来御審議いただいておられますものでございますが、これは耐用年数の短縮でございます。

○村山(喜)委員 性質上は非常に似ておりますが……

○村山(喜)委員 ところで、この特別償却の性格で

すが、これは相当の償却と異なつて特別償却準備金として積み立てることが認められましたね。だから、これをすべてのもに準備金として積み立てるといふことでよろしいわけですか。

○古園(二)政府委員 法律を去年でしたか改正いたしました。準備金による積み立てを認めましたので、特別償却は原則として全部準備金積み立てが可能になつたわけでありまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと先ほど五十二条の五ですね、登録ホテル。この場合も積み立て金として認められることになりませんか。

○古園(二)政府委員 これは耐用年数を短縮いたしました。償却の性格は普通償却でございますので、それは認められないということになっております。

○村山(喜)委員 普通償却の上に特別償却を認めたいと思ふんですが。

○古園(二)政府委員 これは耐用年数を縮めたわけでございます。それによつて行なわれる償却は普通償却でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、この特別償却による減税額は幾らになりますか。

○古園(二)政府委員 四十三年度の計算で五百六十三億になります。

○村山(喜)委員 私が中小企業庁のほうからもらったのによると、これは大蔵省と打ち合わせて数字を出したということでしたが、これには五百三十七億とありますよ。いまの五百六十三億は間違いございませんね。

○古園(二)政府委員 私のほうの数字はそういう整理をしておりますが、あるいは入り繰りがあるのかも知れません。

○村山(喜)委員 この特別償却の問題は、いま資料を詰めておりますから後ほど質問をすることにしまして、これはしばらく保留させていただきます。

ところで、大蔵省にお尋ねをいたしますが、去年までの税調の資料として分類をされましたのは、貯蓄の増強、内部留保の充実、それから技術の振興及び設備の近代化、産業の助成、その他、こう

いうように分類をされて資料を税調あたりにはお出しになつていらつしやるようです。去年で二千四百十九億の減収額見込みである。ことしの資料をいただきますと、二千六百四十八億の減収見込みであるという資料をいただいております。これによりまして、この分類のしかたが変わつてきているように思ふのです。産業の助成という項目はなくなつておりますね。どこかございませんか。そのかわり社会開発の促進等というのが出てきておる。こういうような資料をいただいたわけですが、これを前の四十二年までの分と比較対照をした場合にはどういふような資料になりますか。これを貯蓄の奨励等というところ、その項目ごとにとつ四十二年度分をこれに当てはめてください、ことしのものに。

○古園(二)政府委員 ことし出したものに組み直して去年のを幾らであるかということでも申し上げたいと思ふます。ことしの貯蓄の奨励等は千六百十六億でございますが、去年は千五百十四億、それから輸出の振興等がことしが四百七億でございますが、去年が二百八十一億。それから技術の振興、設備の近代化がことし三百七十七億、去年が二百二十七億でございます。それから内部留保の充実、企業体質の強化、これがことしが二百三十一億、去年が三百五億でございます。それから社会開発の促進等、これはことしが三百九十九億、去年が三百四十七億、その他として整理してございますが、三角というのが増でございますが、増収三百二十二億、去年が増二百九十七億でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、産業の助成という項目はどこにいったのですか。

○古園(二)政府委員 大部分は内部留保の充実、企業体質の強化というところに入ります。一部社会開発の促進等に入っております。

○村山(喜)委員 ところで、私お尋ねしてまいりたいと思ふますが、この特別償却の中で、あなた方はいつも租税特別措置法というのには大企業にはこのごろは振り向けていない、国民大衆に關係のあるものに重点を置いてやつておるとおっしゃる。

○古園(二)政府委員 大部分は内部留保の充実、企業体質の強化というところに入ります。一部社会開発の促進等に入っております。

○村山(喜)委員 ところで、私お尋ねしてまいりたいと思ふますが、この特別償却の中で、あなた方はいつも租税特別措置法というのには大企業にはこのごろは振り向けていない、国民大衆に關係のあるものに重点を置いてやつておるとおっしゃる。

特別償却関係はどうかになりますか。

○吉國(二)政府委員 特別償却関係は大体大企業のほうが多くなっております。大体七割近くが大企業になると思えます。三割程度が中小企業であるということになります。

○村山(三)委員 あげられている項目は中小企業関係——私は中小企業に表をつくらしたのですが、項目が十三あるんですね。ほとんど先ほどの特別償却関係にも関係がある。にもかかわらず、これの減税予想額というものを調べてみれば、大企業は、私の資料では三百六十八億、中小企業は百六十九億、こういうふうなことで、これは違ひますか。

○吉國(二)政府委員 いま申し上げましたように、大体三割と七割と申し上げたのがびたりと合っております。

○村山(三)委員 そういたしますと、あなた方はよく言われるわけですが、どこで中小企業のほうに優利になるわけですか。いまのように租税特別措置によりまして特別償却制度による減税額を調べても七、三の割合でしょう。そうすると、中小企業のほうが大企業よりも税法上において、特別措置の中において恵まれておられるとおっしゃる。それはどこにあらわれますか。

○吉國(二)政府委員 中小企業貸倒引当金というのは中小企業九十五億、大企業は認めておりません。それからさらに大きいのは、増収分におきまして中小企業は交際費の否認による増収額が百五十億でございます。大企業は三百五十億、これを相殺いたしますと中小企業が大きくなるわけでございます。

○村山(三)委員 その交際費の否認額が損金として認められないというものは、それは大企業のほうがそれだけ余分な交際費等を使っているからじゃないのですか。

○吉國(二)政府委員 これは再々申し上げているように、中小企業が大体八割近くを使っております。否認割合は大企業が非常に高いということです。それから大企業の特別償却が多いというの

は、これは大企業の償却資産が圧倒的に多いというところからきています。

○村山(三)委員 中小企業白書のことしの部分を見てみると、資本装備率にしても、付加価値生産性にしても低いということは、この税法の上の場合にも当然これも七・三の割合で出てくると思っております。そうなると、租税特別措置の上から見たら、いまおっしゃった損失準備金なり、あるいは中小企業貸倒引当金なり、あるいは交際費の否認額が少いとか、そういうような問題は別にいたしました。全体をながめた場合に、大企業には幾ら、中小企業には幾らの減税をしているのですか、これです。

○吉國(二)政府委員 大企業には三百六十七億、中小企業には四百四十八億でございます。

○村山(三)委員 そういたしますと、先ほどの三百六十八億ですが、いわゆる特別償却制度による減税額、これと比較をいたしてみますと、これよりも少ないものを租税特別措置でやっておりますか。ほかに恩恵はないのですか。

○吉國(二)政府委員 これは再三申し上げますが、いまごらんになった特別償却のほうは損金算入額でございますから、私が申し上げているのは減税額でございます。損金算入額に三五%か二八%をかけたものが減収額になる。それを直接……失礼しました。私らよつと錯覚を起しておりますが、おっしゃった三百六十八億というのは減収額とおっしゃったと思えます。さっきの交際費のオフセットがございまして、それで三百六十億になる。三百五十億の交際費の損金不算入による増収額を加えますと、合計では七百十七億、積極額として七百十七億になります。

○村山(三)委員 そういたしますと、法人人の場合が七百十七億で、中小企業は四百四十八億……

○吉國(二)政府委員 それはまた中小企業のほうも足しまして五百九十八億ということになります。

す。そこで、次の質問に入ります。通産省、見えて

きよの新聞によりますと、アメリカの上院の本会議でホリングス法案が通過をした。これは繊維輸入制限を可決をしたということが報道をされております。この立場からいえば、輸入割当制を制することによって日本の輸出が四割減少するのではないかと、五割の輸入課徴金を課せられたりも大きな損害を受けるであろうという、非常に悲観すべき情報が伝えられておる。

「毛利委員長代理退席委員長着席」
もうすでに綿製品については国際的な協定が実施される。その中で今度やられるのは、毛織物関係、それから化繊、合繊関係の繊維関係がやられる、こういうふうなことなんですか、これに対応する政策をどういうふうにお進めになりますか。

○井土説明員 中小企業庁でございますが、直接の所管でございませぬので個人的な考えだけを申し上げますが、まず輸入制限法案の成立を阻止するように運動いたすと申しますが、これが成立しないように阻止をするということが第一だと思えます。第二に、もし成立をいたしました場合には、これに対応するような助成の措置を考へるべきだろうと思えます。

○村山(三)委員 委員長のほうから催促を受けておりますから、そろそろやめたいと思えますが、中小企業関係の問題は、私は特別償却制度の関係の中で減税額を調べてもらって、いただいておるわけですか。三百八十一億の減税サービスをす、こういうことになっておるようでありまして、この中でいまの問題は、もしかりに実施されるということになれば、中小企業関係のこれは、業種が多いわけですね。そういうふうなときにどういうふうな対策をとられるわけですか。業種ぐみあるいは産地ぐるみの近代化、合理化というものを進めていくのだ。そして税法の上ですでに綿とスフ、人絹ですか、これは特定繊維関係の近代化として二十八の産地組合が構造改善を実施中

である、こういうふうな白書に書いてありますね。しかしながら、五カ年計画の第一年度が四十二年に出発をしたのに、達成率は、設備のビルド計画は八割しか達成をしなかった。四十三年度は、今度その倍、一六割という計画である、こういうふうに出てくるわけですが、最近の綿布の市況が非常によくなったということで、国内の売れ行きが伸びてきたために、その能率の上がらない機械等もそのまま残存をして稼働を続ける、こういう傾向が出ておるわけですね。だから、その中に

いて中小企業近代化促進法なりあるいは繊維工業構造改善対策の促進をやつてまいりましては実情に合わないようなことになりかねない。あなた方が構造改善計画として立てられているのができないというところになっておるのじゃないですか。その点が第一点。

それから第二点としては、もうこういふような状態になったら、今度は毛の製品なりあるいは化学繊維、合成繊維というものは、これも構造改善の対象として取り上げなければならぬという事態がくるのではないかと私は思っておりますが、そういうような点は検討をしないでよろしいですか。

○井土説明員 まず第一点でございますが、綿糸の市況がかなり高騰いたしましたわけでございますが、最近に至りまして市況が安定をしております。綿布のほうには綿糸ほど市況が高騰いたしております。現在も老朽機械はスクラップ・アンド・ビルドをいたしまして、能率的な機械に入れかえますとともに、品種を高級品に転換をいたしまして、五カ年計画で構造改善を進めていく計画でございます。

それから綿、人絹と綿をさしあたりやっておりますわけでございますが、これには合成繊維も含め

て、綿織機あるいは絹、人絹織機で織布をいたしておられますので、合成繊維も含めてやっておりませう。また、毛につきましては、現在やっておりませんが、それらのものにつきましては今後検討をして構造改善を進めるようにしてまいりたいと考えております。

○村山(喜)委員 これをやめますが、一言だけ。これは倉成政務次官にお伺いしておきたい。物品税の課税の根拠、これは何を基準にして税率区分というものを定めておいてになるのか。私は物品税というのは担税能力というものを、したがってそれは主として価格になると思うのですが、それを中心に能力のあるもの、奢侈的な品物については高く、生活必需品については安く、もうほとんどかけないというのがシステムだろうと思えますが、ところがいまの中身を見てみますと、そうでもないようなものがあります。これはあなたも御承知のようにマッチとかさういふようなものが入っているのですから。そういうような点から見ると、いまの物品税の課税の基準というものがどこにあるのかということが疑問でございますが、その点だけをお伺いをして私の質問を終わります。

○吉國(二)政府委員 先日お答えいたしましたように、わが国の物品税はきめが非常にこまかくなっております。諸外国の物品税あるいは売り上げ税というのは大体同じ税率で、若干飲料、いわゆる酒類飲料につきましては高くしておりますが、ほとんど同じ率で課税をする。ところが日本では、担税力といいますが、その物自体の持つております性質から、それを購入する人の担税力がある程度あらわすであろうという前提で、奢侈品とかあるいは娯楽用品でも高級なもの、こうい

ものをいろいろふり分けをいたしまして、段階税率をとっておるわけがあります。それだけに所得弾性値を見ましても、日本の物品税は一にほぼ近いというものになっております。外国では売り上げ税であります必ず逆進になっております。さういふ意味で、一つ一つの基準はどうだと言われますとなかなかかむずかしいのでございますが、これはかなり沿革的なものであり、しかもこれは常に国会等でも御判断をいただいでふり分けをして、時々訂正をしつこくまできたものであります。やはりこの基礎になるのは奢侈品であるとかあるいは娯楽用品であるとか、趣味、観賞用品であるとか、あるいは嗜好品であるとか、さういったようなものの性質に応じて、権衡をとりながら税率を定めてきたというのが実態でございます。かなり沿革的なものがあると思えます。

○村山(喜)委員 過去十年間の物品税の税率の所得弾性値は〇・九です。一・幾らじゃありません。それだけ申し上げておきます。

○田村委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時七分散会

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立がんセンター」の下に「並びに国立療養所」を加え、同条第二項中「又は国立がんセンター」を、「国立がんセンター又は国立療養所」に、「又は国立がんセンター」を、「国立がんセンター又は国立療養所(らい療養所を除く。)」に改める。
第二条の次に次の一条を加える。
(勸定区分)
第二条の二 この会計は、病院勸定及び療養所勸定に区分する。
第三条中「この会計においては」を「病院勸定に

おいてはに改め、同条に次の二項を加える。
2 療養所勸定においては、国立病院特別会計法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九号)附則第九項の規定により一般会計から当該勸定に帰属した資産の金額をもつて基金とする。
3 前二項の基金の金額は、第十四条第一項又は第二項の規定による整理が行なわれることにより増減するものとする。
第四条中「この会計を」を「病院勸定に改め、同条に次の一項を加える。

2 療養所勸定においては、療養所収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国立療養所の経営費、施設費、看護婦養成費、借入金償還金及び利子、一時借入金利子その他の諸費をもつてその歳出とする。
第六条中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する」を「病院勸定及び療養所勸定に区分し、各勸定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する」に改める。

第八条中「この会計を」を「各勸定に改める。
第八条の二第一項中「この会計において、国立病院の」を「各勸定において、」に、「この会計の」を「当該勸定の」に改める。
第九条第一項中「この会計に」を「各勸定に」に、「この会計の」を「当該勸定の」に改める。
第十条中「本会計を」を「各勸定に」に改める。
第十四条第一項中「この会計を」を「各勸定に」に、「これら利益の繰越しとして」を「これを当該勸定の基金に組み入れて」に改め、後段を削り、同条第二項中「この会計を」を「各勸定に」に、「前項の規定により繰り越した利益を」を「当該勸定の基金に」に改め、ただし書を削る。

第十五条第一項中「この会計を」を「各勸定に」に改め、「これを」の下に「当該勸定の」を加え、同条第二項中「この会計の積立金」を「各勸定の積立金」に、「この会計を」を「当該勸定に」改める。

第十五条の二及び第十六条第一項中「この会計」を「各勸定」に改める。
第十七条第一項中「この会計の」を「各勸定の」に、「この会計に」を「当該勸定に」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(勸定間における資産の移動の無償整理)
第十七条の二 この会計の各勸定の間において、資産の所屬を移すときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国立病院特別会計法の規定は、昭和四十三年度の予算から適用し、昭和四十二年以前年度の予算については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
3 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十条第二項の規定により昭和四十三年度の暫定予算が失効することとなつた場合には、国立病院特別会計に係る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の負担は同年度のこの会計の病院勸定の予算に基づいてしたものと、一般会計に係る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の負担で国立療養所(らい療養所を除く。以下同じ)に係るものは同年度のこの会計の療養所勸定の予算に基づいてしたものと、それぞれみなす。

4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十三年度分の国立病院特別会計の歳入又は国立療養所に係る歳入は、それぞれこの会計の病院勸定又は療養所勸定の歳入とみなす。
5 昭和四十二年度の国立病院特別会計の歳出予算に係る経費で財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は改正前の国立病院特別会計法(以下「旧法」といふ。)第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、この会計の病院勸定に繰り越して使用することが

第十五条の二及び第十六条第一項中「この会計」を「各勸定」に改める。
第十七条第一項中「この会計の」を「各勸定の」に、「この会計に」を「当該勸定に」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(勸定間における資産の移動の無償整理)
第十七条の二 この会計の各勸定の間において、資産の所屬を移すときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

できる。

6 旧法第十五条第一項本文の規定により国立病院特別会計の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の病院勘定の積立金として積み立てるものとし、同項ただし書の規定により昭和四十三年度の歳入に繰り入れるべき金額は、この会計の病院勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

7 昭和四十二年の一般会計の歳出予算のうち、厚生省所管の国立療養所に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計の療養所勘定に繰り越して使用することができる。

8 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十三年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十二年の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額は、この会計の療養所勘定の昭和四十三年度の歳入に繰り入れるものとする。

9 この法律の施行の際旧法による国立病院特別会計に所属する権利義務又は一般会計に所属する権利義務で国立療養所に係るものは、政令で定めるところにより、それぞれこの会計の病院勘定又は療養所勘定に帰属するものとする。

10 旧法第十四条第一項の規定により昭和四十三年度への利益の繰越しとして整理されるべき額は、改正後の国立病院特別会計法第十四条第一項の規定により病院勘定の基金に組み入れて整理されるべき利益の額とみなす。

理由

新たに国立療養所に係る経理を国立病院特別会計において行なうこととし、同会計を病院勘定及び療養所勘定に区分する等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

由である。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案
中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

(相互銀行法の一部改正)

第一条 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第三号に規定する業務は、中小企業者(常時使用する従業員の数が三百人以下又は資本の額若しくは出資の総額が政令で定める金額以下の事業者をいう。以下この項において同じ。)に対して営むものとする。ただし、次に掲げる場合には、中小企業者以外の者に対しても営むことができる。

- 一 個人に対し事業資金以外の資金の貸付けをする場合
- 二 地方公共団体に對し資金の貸付けをする場合その他の大蔵省令で定める場合

第五条中「三千万円」を「三億円」に、「二千万円」を「二億円」に改める。

第八条を次のように改める。

第十三条中「他の銀行」を「他の金融機関」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(銀行との関係)
第二十条の二 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づく命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。

第二十五条第一号中「第二項第三項」を「第二

条第四項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 削除
(信用金庫法の一部改正)

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中(第五十三条・第五十四条)を(第五十三條・第五十四條の二)に改める。

第五条第一項中「二千万円」を「一億円」に、「五百万円」を「五千万円」に改め、同条第二項中「一億円」を「十億円」に改める。

第七条中「左の金庫」を「金庫」に改め、各号を削る。

第十条第一項中「三百人」の下に「をこえ、かつ、法人についてはその資本の額又は出資の総額が一億円」を加える。

第十一条第一項中「有しなければ」を「有し、かつ、その出資額は、次に掲げる金額以上で定款で定めるところによらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第五条第一項第一号の信用金庫の会員にあつては一百万円
- 二 第五条第一項第二号の信用金庫の会員にあつては五千万円
- 三 信用金庫連合会の会員にあつては十百万円

第十六条中「期間内に」を「とらにより」に改め、同条に次の一項を加える。

2 信用金庫は、前項後段の場合において、その譲受けにより有することとなる持分が政令で定める限度をこえることができないことを定款で定めなければならない。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 会員は、その出資額が金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第十一条第一項に定める出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなつた日から一年以内に当該最低限度額に達

しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。

第十八条第一項中「第四号まで」の下に「又は第二項」を加える。

第二十三条第二項第七号中「金額」の下に「及び会員の出資の最低限度額」を加え、「その払込」を「出資の払込み」に改める。

第五十条第五項中「おいては、」を「おいて」、「及び」を「又は」に、「について議決すること」が「できない」を「議決をしたときは、金庫は、その議決の日から一週間以内に、会員に議決の内容を通知しなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の定款には、総代の定数その他政令で定める事項を定めなければならない。

第五十条の次に次の一条を加える。

(総会と総代会の関係)
第五十条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内に行ななければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十三条第一項第二号を次のように改め、同項第四号から第六号までの規定中「会員のたに」を削る。

二 会員に対する資金の貸付け

第五十三条第二項を次のように改める。

2 信用金庫は、前項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、政

令で定めるところにより、地方公共団体、金融機関その他の会員以外の者に対して資金の貸付け(手形の割引を含む。以下同じ。)をすることができない。
第五十四条第一項第二号中「貸付及び手形の割引」を「貸付け」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(一) 会員に対する貸付けの制限)

第五十四条の二 信用金庫は、一会員に対する資金の貸付けの額の合計額が、その出資及び準備金(第五十六条の準備金その他の会員勘定に属する準備金をいう。)の額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえることとなるときは、その者に対し資金の貸付けをしてはならない。
第九十一条第三号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第九条の八第二項第六号中「前号に掲げる者」を「前二号の法人又は個人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 組合員のためにする内国為替取引
 - 二 組合員のためにする有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱
 - 三 組合員のためにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 第九条の八に次の一項を加える。
3 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第七十五条第二項第十号

及び第四項、第七十八号並びに第八十九号(払込取扱銀行)(これらの規定を同法第二百八十条ノ十四(新株発行)についての準用規定)において準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなす。
第九条の九第一項第二号中「会員」を「会員(前号の事業を行なう協同組合連合会にあつては、会員である信用協同組合の組合員を含む。)」に改め、同条第五項中「第一号から第四号まで」を「第一号、第三号から第七号まで及び第九号」に改める。
第九十一条第三号中「(昭和三十八年法律第二百二十五号)」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第四条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第二条を削り、第三条第一項中「五百万円」を「二千万円」に、「二百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「出資の額」の下に「及び準備金(第六条において準用する銀行法(昭和二年法律第二十一号)第八条(法定準備金)の準備金その他の組合員勘定に属する準備金をいう。)」の額の合計額(第四条の二において「自己資本の額」という。))を加え、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定の事業についての認可)

第三条 信用協同組合等は、中小企業協同組合法(昭和二十四年法律第九号)の第五項において準用する場合を含む。)の事業又は同法第九号の九第一項第二号の事業(会員である信用協同組合の組合員に対するものに限る。)を行なおうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

第四条第一号中「貯金」の下に「貸付け」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(二) 組合員に対する貸付け等の制限)

第四条の二 信用協同組合は、一組合員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。以下この条において同じ。)の額の合計額が、その自己資本の額の百分の二十に相当する金額をこえることとなるときは、その者に対し資金の貸付けをしてはならない。
第六条第一項中「(昭和二年法律第二十一号)」を削る。
第九条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第三条の規定に違反したとき。

附則
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(最低資本の額等の改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の相互銀行法第五条、信用金庫法第五条及び協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は信用協同組合については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過した日から適用し、同日前におけるこれらの金融機関の資本の額又は出資の総額については、なお従前の例による。

3 相互銀行でその資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。)の合計額(以下「自己資本の額」という。)がこの法律の施行の際に十億円に満たないものが、施行日から起算して三年を経過する日までに達すべき自己資本の額の目標額を定め、その目標額を自己資本の額とみなして相互銀行法第十条の規定を適用することができ

4 前項の目標額は、自己資本の額の二倍に相当する額又は十億円の小ざれば低い額の範囲内において大蔵大臣の承認を受けた額とする。
(信用金庫の会員の出資の最低限度額等に関する経過措置)

5 改正後の信用金庫法第十一条第一項の規定(会員の出資の最低限度額に係る部分に限る。)は、この法律の施行の際信用金庫又は信用金庫連合会(次項において「金庫」という。)の会員である者については、施行日から起算して二年間は適用しない。
6 この法律の施行の際現に存する金庫は、施行日から一年以内に、信用金庫法第十一条第一項、第十六条、第二十三条第二項及び第五十条の規定の改正に伴い必要とされる定款の変更を行わなければならない。
(一) 会員又は一組合員に対する貸付け等の制限に関する経過措置)

7 この法律の施行の際現に信用金庫又は信用協同組合が行なっている貸付け(手形の割引を含む。)で改正後の信用金庫法第五十四条の二又は協同組合による金融事業に関する法律第四条の二の規定に反することとなるものについては、これらの規定は、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

金融の効率化を促進する見地から、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合につきそれぞれの特性に依りて一層その機能を発揮させ、中小企業金融の円滑化を図るため、融資対象の明確化、事業の範囲の拡大、最低資本額の引上げ等の制度の整備改善を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機関の合併及び転換に関する法律案
金融機関の合併及び転換に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 合併(第七条―第二十二條)
- 第三章 転換(第二十三條―第二十八條)
- 第四章 雑則(第二十九條―第三十一條)
- 第五章 罰則(第三十二條―第三十九條)

(目的)

第一条 この法律は、他の法律による同種の金融機関相互間の合併に加えて、異種の金融機関相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、金融機関が相互に適正な競争を行なうことができるような環境を整備して金融の効率化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条(営業の免許)の免許を受けた銀行(以下「普通銀行」という。)及び相互銀行(以下「銀行」と総称する。)
- 二 信用金庫
- 三 信用協同組合

2 この法律において「転換」とは、金融機関が第四条の規定により異種の金融機関になることをいう。

3 この法律において「消滅金融機関」、「存続金融機関」又は「新設金融機関」とは、それぞれこの法律による合併により消滅する金融機関、当該合併後存続する金融機関又は当該合併により設立される金融機関をいう。

4 この法律において「総会」とは、銀行の株主總會又は信用金庫若しくは信用協同組合の通常總會若しくは臨時總會(信用金庫法(昭和二十六年

法律第二百三十八号)第五十条第一項(總代会)の總代会を含む。)をいう。

(合併)

第三条 次の各号に掲げる異種の金融機関は、合併を行なうことができる。この場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、当該各号に掲げる金融機関のいずれか(第四号の場合にあつては、銀行)とする。

- 一 普通銀行及び相互銀行
- 二 銀行及び信用金庫
- 三 信用金庫及び信用協同組合
- 四 銀行及び信用協同組合

(転換)

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。

- 一 普通銀行が相互銀行になり、又は相互銀行が普通銀行になること。
- 二 銀行がその組織を変更して信用金庫になること。
- 三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。
- 四 信用協同組合がその組織を変更して銀行又は信用金庫になること。

第五条 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該銀行の合併に関する事項については、その営業の免許の基礎となつてい法律及び商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の銀行又は株式会社法の合併に関する規定に従い、又はその場合の例による。

2 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該信用金庫の合併に関する事項については、信用金庫法に定める合併の場合の例による。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用協同組合である場合には、この法律に

定めるものを除くほか、当該信用協同組合の合併に関する事項については、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に定める合併の場合の例による。

(認可)

第六条 この法律による金融機関の合併及び転換は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 合併又は転換が金融の効率化に資するものであること。
- 二 合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。
- 三 合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。
- 四 当該金融機関が合併又は転換後に行なおうとする業務を的確に遂行する見込みが確実であること。

3 大蔵大臣は、前項第二号又は第三号の基準につき審査しようとする場合において、合併又は転換が同種の金融機関相互間の合併を妨げることとならないよう配慮しなければならない。

4 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要限度において、第一項の認可に条件を附することができる。

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設金融機関若しくは存続金融機関(合併により異種の金融機関になつたものに限る。)又は転換後の金融機関は、その種類に應じ、銀行法第二条、相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第三条第一項若しくは信用金庫法第四条(営業又は事業の免許)の免許又は中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項(設立の認可)の認可を受けたものとみなす。

6 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする場合において、消滅金融機関又は転換前の金融機関が中小企業等協同組合法(昭和二十六年法律第九十九号)第一項(所管行政庁)の規定により都道府県知事を行政庁とする信用協同組合であるときは、当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

7 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が前項の信用協同組合である場合における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。この場合において、当該都道府県知事は、第一項の認可に関する処分をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二章 合併

(合併契約書の承認)

第七条 金融機関は、第三条第二号から第四号までの規定による合併(第十七条を除き、以下「合併」という。)を行なうには、合併契約書を作成して總會の承認を受けなければならない。

2 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)については、次に定めるところによる。

- 一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第四百八条第三項及び第四項(合併契約書の承認)の規定を準用する。
- 二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、総株主の過半数であつて、かつ、発行済株式の総数の三分の二以上に当たる多数によつてしなければならない。この場合には、商法第三百四十八条第二項(議決権のない株主)の規定を準用する。

3 前項第二号の場合において、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫の会員となる資格を有しない株主があるときは、同号の合併決議のほか、当該株主による特定株主總會の決議があることを必要とする。

4 この法律及び商法の株主總會に関する規定

は、前項の特定株主總會について準用する。この場合において、当該特定株主總會の決議については、第二項第二号の規定を準用する。

5 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合における合併決議については、それぞれ信用金庫法第四十八条又は中小企業等協同組合法第五十三条(特別の決議)の規定を準用する。

(総会招集の通知)

第八条 銀行は、合併決議を行なう場合には、商法第二百三十二条(株主總會の招集通知)の規定による通知及び公告において、合併契約書の要領を示さなければならない。

2 信用金庫又は信用協同組合が合併決議を行なう場合には、前条第一項の總會(以下「合併總會」という。)の招集は、その会日の二週間前までに、會議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(公員等に対する新株の割当てに関する措置)

第九条 存続金融機関又は新設金融機関たる銀行は、合併契約書に定める割当ての期日における消滅金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の公員又は組合員(第十四条第一項の請求をしていない者その他政令で定める者を除く)に対して合併により発行する新株を割り当てるものとす。

2 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なうとする信用金庫又は信用協同組合は、前項の規定により新株の割当てを受けるべき公員又は組合員の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後当該信用金庫若しくは信用協同組合への新たな出資又は持分の譲渡を承諾しないことができる。

3 信用金庫又は信用協同組合は、前項の日を定めたときは、これを公告しなければならない。

第十条 合併により金融機関を設立する場合に、定款の作成その他設立に関する行為(信用金庫又は信用協同組合を設立する場合にあつて

は、役員(の選任を含む)は、合併を行なう各金融機関において選任した設立委員が共同して行なわなければならない。

2 前項に規定する役員(の選任)については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常總會の日までとする。

一 新設金融機関が信用金庫である場合には、当該信用金庫の公員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

二 新設金融機関が信用協同組合である場合には、役員(の定数の少なくとも三分の二)は、当該信用協同組合の組合員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

(債権者の異議)

第十一条 合併を行なう金融機関は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、預金者、掛金者、定期積金の積金者及び金銭信託の受益者以外の知れている債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

5 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第七條第二項(異議のある受益者)の規定は、第十七條第二項の規定の適用がある場合を除くほか、信託業務を営む銀行の合併につき異議を述べた受益者がある場合について準用する。

(合併に反対する株主の株式買取請求権)

第十二条 銀行と信用金庫又は信用協同組合とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、合併を行なう銀行の株主で、合併總會に先だつて当該銀行に對し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該總會において合併契約書の承認に反対したものは、当該銀行に對し、その者の所有する株式を、合併決議がなかつたならばその株式の有していたであらう公正な価格で買取るべき旨の請求をすることができる。

2 商法第二百四十五条ノ三(買取請求の手續及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)並びに非訟事件手續法明治三十一年法律第十四号)第百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第三百二十二条ノ六(株式買取価格の決定)の規定は、前項の請求について準用する。

3 第一項の合併を行なう銀行は、同項の請求に基づき取得した自己の株式を相当の時期に処分しなければならない。

(合併に反対する株主の支払請求権等)

第十三条 銀行と信用金庫とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、消滅金融機関たる銀行は、次に掲げる株主に對し、合併決議がなかつたならばその者の所有する株式の有していたであらう公正な価格に相当する金額を合併の日に支払わなければならない。

一 合併總會に先だつて当該銀行に對し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該總會において合併契約書の承認に反対した株主で、合併決議の日から二十日以内に当該銀行に對し書面をもつて当該金額の支払を請求したものの

二 合併契約書に定める出資の割当ての期日において当該信用金庫の公員たる資格を有しない株主

しては、出資の割当てをしないものとする。

3 第一項の規定により支払うべき金額の決定については、合併決議の日から六十日以内(同項第二号に掲げる株主については、出資の割当ての期日から三十日以内)に、同項の銀行と株主との間で協議が整わないときは、株主は、裁判所に對し価格の決定を請求することができる。

4 前項の価格の決定があつたときは、存続金融機関及び新設金融機関たる信用金庫は、裁判所の決定する価格に對する合併の日後の法定利息をも支払わなければならない。

5 非訟事件手續法第二百二十六条第一項(管轄裁判所)並びに第三百二十二条ノ六第二項及び第三項(株式買取価格の決定)の規定は、第三項の請求による価格の決定について準用する。

(合併に反対する公員等の持分払戻請求権)

第十四条 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合の公員又は組合員で、合併總會に先だつて当該信用金庫又は信用協同組合に對し書面をもつて合併に反対の意思を通知したものは、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該信用金庫又は信用協同組合を脱退することができる。

2 信用金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十條(脱退者の持分の払戻し)の規定は、前項の規定により脱退する場合について準用する。この場合には、合併の日をこれらの規定に規定する脱退した事業年度の終りとみなす。

(合併の登記)

第十五条 金融機関が合併を行なうときは、存続金融機関については変更の登記を、新設金融機関については設立の登記を、消滅金融機関については解散の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをすることができる。

(合併の効力発生及び効果)

第十六条 金融機関の合併は、存続金融機関又は

新設金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 存続金融機関又は新設金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

(業務の継続の特例)

第十七条 存続金融機関又は新設金融機関は、その営業又は事業に関する法令により行なうことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合に、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 外国為替業務又は信託業務を営む銀行が合併により消滅する場合において、存続金融機関又は新設金融機関がこれらの業務を営むことができないう金融機関であるときは、前項の規定は、当該外国為替業務又は信託業務（これらの附属業務を含む。）については適用しない。

(準備金の積立て)
第十八条 金融機関が合併を行つた場合において、消滅金融機関から承継した財産の価額が、当該金融機関から承継した債務の額及び当該金融機関の株主、会員又は組合員に支払つた金額並びに存続金融機関の増加した資本若しくは出資の額又は新設金融機関の資本若しくは出資の額をこえるときは、そのこえる額については、次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第二百八十八条ノ二第一項（資本準備金の資本準備金として積み立てなければならぬ。）の場合には、同条第二項（合併の場合の準備金の積立て）の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫又は信用協同組合であるときは、政令で定め

る額を除くほか、これらの金融機関が法律の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならぬ。

(質権の効力)

第十九条 消滅金融機関の株式又は持分を目的とする質権は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 消滅金融機関は、合併決議を行つたときは、当該決議の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知られているものに各別に通知しなければならない。

(差押えの効力)

第二十条 消滅金融機関の株式又は持分の差押え仮差押えを含む。次項において同じ。）は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分にその効力を有する。

2 前項の規定は、消滅金融機関たる銀行の株式については、その差押えにつき執行官又は滞納処分（その例による処分を含む。）を執行する機関から当該銀行に対し通知があつたものに限りに適用する。

3 前二項の規定の適用について必要な手続は、最高裁判所が定めるものを除くほか、政令で定める。

(商法等の準用)

第二十一条 商法第四百八条ノ二（貸借対照表の備置き等）の規定は、合併を行なう信用金庫又は信用協同組合について準用する。

2 商法第三百七十九条（端株の処置）並びに非訟事件手続法第二百六条第一項（管轄裁判所）及び第三百三十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定は、次の場合について準用する。

一 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう信用金庫又は信用協同組合につき新株の割当てに適しない端数の出資がある場合

二 信用金庫を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう銀行につき出資の割当てに適しない端数の株式がある場合

3 商法第四百条（合併に係る銀行については、同条第一項及び第三項並びに同法第四百五条、第六百五条、第六百六条及び第六百八条から第六百九十一条まで（合併無効の訴え）並びに非訟事件手続法第二百六条第一項（管轄裁判所）、第三百三十五条ノ七（合併無効の登記）及び第四百零四条（裁判の謄本の添附）の規定は、金融機関の合併について準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第二十二条 銀行と合併を行なう信用金庫又は信用協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条（会社の合併）に係る規定の適用については、会社とみなす。

第三章 転換

(転換計画書の承認等)

第二十三条 金融機関は、転換を行なうには、転換計画書を作成して、商法第三百四十三条、信用金庫法第四十八条（同法第五十条第五項において準用する場合を含む。）又は中小企業等協同組合法第五十三条（特別の決議の決議により、総会の承認を受けなければならない。）の場合においては、信用金庫に転換を行なう銀行については、第七条第二項第二号、第三項及び第四項の規定を準用する。

2 前項の総会においては、同項の決議により、第四条第一号の転換については転換前の金融機関の定款の変更を、同条第二号から第四号までの転換については転換後の金融機関の定款の作成をしなければならない。

3 第十条第二項の規定は、第一項の総会において転換後の金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の役員を選任する場合について準用する。

4 信用金庫法第五十条第六項（合併等の決議に

係る通知）及び第五十条の二（総会と総代会の関係）の規定は、信用金庫の転換について準用する。

(合併に関する規定の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる場合について準用する。

一 第八条 金融機関が前条第一項の承認の決議（以下「転換決議」という。）を行なう場合

二 第九条及び第二十一条第二項第一号 信用金庫又は信用協同組合が銀行に転換を行なう場合

三 第十一条第一項から第四項まで及び第十八条から第二十条まで 金融機関が第四条第二号から第四号までの規定による転換を行なう場合

四 第十三条及び第二十一条第二項第二号 銀行が信用金庫に転換を行なう場合

五 第十四条 信用金庫又は信用協同組合が転換を行なう場合

六 第十七条 金融機関が転換を行なう場合

2 前項の場合において、同項各号に掲げる規定中「合併」とあるのは「転換」と、「合併決議」とあるのは「転換決議」と、「合併契約書」とあるのは「転換計画書」と、「合併総会」とあるのは「第二十三条第一項の総会」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「存続金融機関又は新設金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、第八条第一項中「要領」とあるのは「要領及び転換後の金融機関の定款に関する議案の要領」と、それぞれ読み替へるものとする。

第二十五条 金融機関が転換（第四条第一号の規定による転換を除く。第三十九条第二号を除き、以下同じ。）を行なう場合には、転換に際して発行する株式の発行価額の総額又は転換に際して定められる出資の総額は、当該金融機関に現に存する純資産額をこえることができない。

2 前項の場合において、転換後の金融機関に現

に存する純資産額が同項に規定する総額に不足するときは、転換決議の当時の銀行の取締役又は信用金庫若しくは信用協同組合の理事は、それぞれ転換後の金融機関に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

3 前項の義務は、総会の決議がなければ免除することができない。

(転換の登記)

2 二十六条 金融機関が転換を行つたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の金融機関については解散の登記を、転換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならない。

2 商業登記法(昭和二十八年法律第百二十五号)第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをすることができ

(転換無効の訴え)

2 第二十七条 金融機関の転換は無効は、本店又は主たる事務所の所在地において転換の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができ

2 商法第百四十二条第二項(転換に係る銀行については、同法第百四十五条)及び第三項、第百五十五条から第百十条まで(合併無効の訴え)並びに非訟事件手続法第百二十六条第一項(管轄裁判所)、第百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第百四十条(裁判の勝本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

(事業年度)

第二十八条 金融機関が事業年度中途において転換を行なう場合には、当該転換前の金融機関の事業年度は、転換の日を終了したものとみなす。

第四章 雑則

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

2 二十九条 金融機関が第六条第一項の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 金融機関が第六条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 前項の規定は、やむを得ない理由がある場合においては、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、適用しない。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が第六条第六項の信用協同組合である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(権限の委任)

第三十条 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

(政令への委任)

第三十一条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他この法律の執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十二条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り又は新設金融機関たる銀行に損害を加える目的で、その任務にむき当該銀行に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第三十三条 金融機関の役員(銀行にあつては、商法第二百五十八条第二項又は第二百七十条第一項(これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む)の職務代行者を含む)は、第二十五条第一項の純資産額につき官公署又は總會(第二十三条第一項後段において準用する第七條第三項に規定する特定株主總會を含む)に対して不実の申立てを行ない、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

は、第二十五条第一項の純資産額につき官公署又は總會(第二十三条第一項後段において準用する第七條第三項に規定する特定株主總會を含む)に対して不実の申立てを行ない、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 前二条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、その職務に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十六条 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項(第二十三条第一項後段において準用する場合を含む)に規定する特定株主總會又は第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法(次号を除き、以下「商法」という)第四百二十二条若しくは第四百十三條に規定する株主總會若しくは創立總會(以下「總會等」と総稱する)における発言又は議決権の行使

二 存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合の第二十一条第三項において準用する商法第百四十二条第一項に規定する訴えの提起

三 転換後の金融機関が銀行である場合の第二

十七條第一項に規定する訴えの提起
四 總會等の決議に対する商法第二百四十七條第一項、第二百五十二條又は第二百五十三條第一項(これらの規定を第七條第四項(第二十三條第一項後段において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)に規定する訴えの提起

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十七條 第三十五條第一項又は前條第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。

第三十八條 第三十五條第二項又は第三十六條第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十九條 金融機関の役員若しくは清算人(銀行にあつては、商法第二百五十八條第二項又は第二百七十条第一項(これらの規定を同法第二百八十条又は第四百三十條第二項において準用する場合を含む)の職務代行者を含む)又は第十条第一項の設立委員は、次の各号の一に該當する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。
一 この法律に定める合併又は転換に關する登記を怠つたとき。

二 この法律に定める合併若しくは転換に關する公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 合併又は転換に關して官公署又は總會等に對して不実の申立てを行ない、又は事実を隠

べいたとき。

四 第十一條第四項(第二十四條第一項第三号において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併又は転換を行なつたとき。

五 商法第四百八条ノ二(第二十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して貸借対照表を備えて置かず、正当な理由がないのにその貸借対照表の閲覧を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

六 第十二條第三項の規定に違反して株式の処分を怠つたとき。

七 總會等を定款に定めたる地以外の地において、又は商法第二百三十三條(第七條第四項(第二十三條第一項後段において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して招集したとき。

八 第十條第一項若しくは第二十三條第二項の規定により作成すべき定款又は總會等の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第十八條(第二十四條第一項第三号において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十四号に次のように加える。

(ハ) 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第...)
号)第六條第一項(認可)の規定による合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人が同條第五項の規定により、当該合併を行なう法人の当該合併直前において受けていた免許と異なる種類の免許を受けたものとみなされるものに限る。)又は転換(当該転換後の法人が信用協同組合であるものを除く。)の認可

合併又は
転換の件
数
一件につ
き五万円

理由

金融の効率化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に資するため、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、これらの金融機関が相互に適正な競争を行なうことができるような環境を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条第五項中、「第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「額は」の下に、「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては」を加え、「として、同項」を「とし、同年十月分以後については、前項中「別表第一の二の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の二の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」として、それぞれ第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給(第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

第二条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同項」を「前項において読み替えられた同号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

第二条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同項」を「前項において読み替えられた同号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」とあるのは「別表第四の二」と、同項第二号中「十萬九千九百」とあるのは「十二萬九千九百」と、「十一萬九千九百」とあるのは「十一萬九千九百」と、「十一萬九千九百」とあるのは「十一萬九千九百」と読み替えられた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

のとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に、対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとする。

第三項第三項中「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「第一項」に、「及び第三項」を「から第六項まで」に改める。

第四項第六項中「又は第四項」を、「第二項(前項において準用する場合を含む。)(又は第五項)に、「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「前三項」に、「第四項第二項」を「第四項第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項の」を「前二項の」に、「額は、前項」を「額は、昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては、第一項に、「として同項」を「とし、同年十月分以後については、前項において準用するものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定恩給法の俸給年額」とあるのは「仮定恩給法の俸給年額で次項の規定により読み替えられたもの」に、その額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第号) 附則別表第四から附則別表第六までの第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、これらの表の第二欄に掲げる金額を加えて得た額)と、「仮定旧法の俸給年額」とあるのは「仮定旧法の俸給年額で次項の規定により読み替えられたもの」に、その額を十二で除して得た額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に

掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、それぞれ第一項又は前項に、「第一条第三項」を「第一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四項」を「第五項」に、「次項」を「第三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一」とあるのは「一・二」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「額で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第号) 附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

第五項の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第二項、第三項及び第六項」を「前条第三項、第四項及び第七項」に、「第一項」を「前各項」に改め、「同条第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「遺族年金」の下に「(次項において「昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金」という。))」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第五項第一項中「次項」を「第三項」に改め、

「遺族年金」の下に「(次項において「昭和三十五年四月一日以後の年金」という。))」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されている別表第一の二

別表第一の仮定俸給	仮定俸給
九、四六〇	一〇、三二〇
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一三、五七〇
一二、四四〇	一四、一八〇
一三、〇〇〇	一四、七七〇
一三、五四〇	一五、三七〇
一四、〇九〇	一五、七六〇
一四、四五〇	一六、一四〇
一四、七九〇	一六、五八〇
一五、二〇〇	一七、二二〇
一五、七八〇	一七、七四〇
一六、二六〇	一八、二五〇
一六、七三〇	一八、八六〇
一七、二九〇	一九、四八〇
一七、八六〇	二〇、一五〇
一八、四八〇	二〇、八三〇
一九、〇九〇	二一、六八〇
一九、八八〇	二二、二〇〇
二〇、三五〇	二二、九〇〇
二〇、九九〇	二三、五七〇
二一、六一〇	二四、九二〇
二二、八四〇	二五、二七〇
二三、一七〇	二六、二九〇
二四、一〇〇	二七、六六〇
二五、三六〇	

二六、七四〇
二七、四四〇
二八、一二〇
二九、〇八〇
二九、六四〇
三二、二九〇
三三、一一〇
三三、九六〇
三四、六一〇
三六、二七〇
三六、六九〇
三八、〇六〇
四〇、〇〇〇
四一、九三〇
四三、一二〇
四四、二八〇
四六、六三〇
四八、九八〇
四九、四六〇
五一、三三〇
五三、六八〇
五六、〇三〇
五八、三八〇
五九、八五〇
六一、四三〇
六四、四六〇
六七、五三〇
六九、〇六〇
七〇、五六〇
七三、五九〇
七四、九八〇
七六、六三〇
七九、六八〇
八二、九八〇
八四、六九〇
八六、三一〇
八八、〇〇〇
八九、六三〇

二九、一七〇
二九、九四〇
三〇、六七〇
三一、七三〇
三二、三四〇
三四、一四〇
三五、〇三〇
三五、九五〇
三七、七五〇
三九、五六〇
四〇、〇三〇
四一、五二〇
四三、六四〇
四五、七四〇
四七、〇四〇
四八、三一〇
五〇、八七〇
五三、四四〇
五三、九五〇
五五、九九〇
五八、五六〇
六一、一三〇
六三、六八〇
六五、二九〇
六七、〇一〇
七〇、三二〇
七三、六六〇
七五、三四〇
七六、九七〇
八〇、二八〇
八一、八〇〇
八三、六〇〇
八六、九二〇
九〇、五三〇
九二、三九〇
九四、一五〇
九六、〇〇〇
九七、七八〇

別表第二の一

別表第二の次に次の一表を加える。

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の一二〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

九二、九四〇	一〇一、三九〇
九六、二五〇	一〇五、〇〇〇
九七、八八〇	一〇六、七八〇
九九、五七〇	一〇八、六二〇

別表第一の一の仮定俸給	第一欄	第二欄
一〇、三二〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一、〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一、〇五〇	一、八五〇
一五、三七〇	一、〇九〇	一、九三〇
一五、七六〇	一、一二〇	一、九八〇
一六、一四〇	一、一四〇	二、〇二〇
一六、五八〇	一、一八〇	二、〇七〇
一七、二二〇	一、二二〇	二、一五〇
一七、七四〇	一、二六〇	二、二二〇
一八、二五〇	一、二九〇	二、二八〇
一八、八六〇	一、三四〇	二、三六〇
一九、四八〇	一、三八〇	二、四三〇
二〇、一五〇	一、四三〇	二、五二〇
二〇、八三〇	一、四八〇	二、六〇〇
二一、六八〇	一、五三〇	二、七一〇
二二、二〇〇	一、五八〇	二、七八〇

二二、九〇〇
二三、五七〇
二四、九二〇
二五、二七〇
二六、二九〇
二七、六六〇
二九、一七〇
二九、九四〇
三〇、六七〇
三一、七三〇
三二、三四〇
三四、一四〇
三五、〇三〇
三五、九五〇
三七、七五〇
三九、五六〇
四〇、〇三〇
四一、五二〇
四三、六四〇
四五、七四〇
四七、〇四〇
四八、三一〇
五〇、八七〇
五三、四四〇
五三、九五〇
五五、九九〇
五八、五六〇
六一、一三〇
六三、六八〇
六五、二九〇
六七、〇一〇
七〇、三二〇
七三、六六〇
七五、三四〇
七六、九七〇
八〇、二八〇
八一、八〇〇
八三、六〇〇

一、六三〇
一、六八〇
一、七七〇
一、七九〇
一、八六〇
一、九六〇
二、〇七〇
二、一二〇
二、一八〇
二、二四〇
二、二九〇
二、四二〇
二、四八〇
二、五五〇
二、六八〇
二、八〇〇
二、八三〇
二、九四〇
三、〇九〇
三、二四〇
三、三三〇
三、四三〇
三、六一〇
三、七八〇
三、八三〇
三、八九〇
三、九七〇
四、一五〇
四、三三〇
四、五一〇
四、六三〇
四、七五〇
四、九八〇
五、二二〇
五、三三〇
五、四六〇
五、六八〇
五、七九〇
五、九三〇

二、八七〇
二、九五〇
三、一二〇
三、一六〇
三、二八〇
三、四六〇
三、六五〇
三、七四〇
三、八三〇
三、九七〇
四、〇四〇
四、二七〇
四、三八〇
四、四九〇
四、七二〇
四、九五〇
五、〇〇〇
五、一九〇
五、四五〇
五、七二〇
五、八八〇
六、〇四〇
六、三六〇
六、六八〇
六、七四〇
七、〇〇〇
七、三三〇
七、六四〇
七、九六〇
八、一六〇
八、三八〇
八、七九〇
九、二一〇
九、四二〇
九、六三〇
一〇、〇三〇
一〇、二三〇
一〇、四五〇

八六、九二〇	六、一六〇	一〇、八七〇
九〇、五三〇	六、四一〇	一一、三二〇
九二、三九〇	六、五四〇	一一、五五〇
九四、一五〇	六、六七〇	一二、七七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇	一二、〇〇〇
九七、七八〇	六、九三〇	一二、二二〇
一〇一、三九〇	七、一八〇	一二、六八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇	一三、一三〇
一〇六、七八〇	七、五六〇	一三、三四〇
一〇八、六二〇	七、七〇〇	一三、五八〇

備考
別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第三の一

別表第一の二の下欄に掲げる仮定俸給	率
六三、六八〇円以上のもの	一一・六割
五八、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの	一二・三割
五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの	一三・〇割
五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの	一三・二割
三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの	一三・四割
三五、九五〇円をこえ三七、七五〇円以下のもの	一三・九割
三二、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	一四・五割
二六、二九〇円をこえ三二、三四〇円以下のもの	一五・二割
二五、二七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	一五・七割
二三、五七〇円をこえ二五、二七〇円以下のもの	一六・一割
二二、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの	一七・二割
二二、二〇〇円をこえ二二、九〇〇円以下のもの	一七・五割
一九、四八〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの	一七・九割
一七、二一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	一八・三割
一六、五八〇円をこえ一七、二一〇円以下のもの	一九・〇割
一六、一四〇円をこえ一六、五八〇円以下のもの	一九・九割
一五、七六〇円をこえ一六、一四〇円以下のもの	三〇・六割

一五、三七〇円をこえ一五、七六〇円以下のもの	三〇・九割
一四、七七〇円をこえ一五、三七〇円以下のもの	三一・三割
一四、一八〇円をこえ一四、七七〇円以下のもの	三一・三割
一四、一八〇円以下のもの	三一・九割

別表第四の次に次の一表を加える。
別表第四の二

障害の等級	年金額
一級	四〇六、〇〇〇円
二級	三二九、〇〇〇円
三級	二六四、〇〇〇円
四級	一九九、〇〇〇円
五級	一五四、〇〇〇円
六級	一一八、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中」「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一九九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二二一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。
第三十三条中「九万四千九百四十四円」を「九万九千三百五十八円」に改める。

別表中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、四〇〇円」に、「二四七、二〇〇円」を「二五九、四〇〇円」に、「一六九、二〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

五十六号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」といふ。)第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の額は、第一条の規定による改正後の昭和四十二年度及び昭和四十三年度における

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律第四条又は第五条の規定による改正前の退職年金については第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び別表の規定は、昭和四十三年

九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

理由

昭和四十二年に実施した旧令による共済組合等の年金の額の改正につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中、「第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「額は」の下に、「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては」を加え、「と」とし、同項を「とし、同年十月分以後については、前項中「別表第一の二の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の二の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」として、それぞれ第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の仮定俸給(第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金)については、前二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

第二類第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を、「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」とあるのは「別表第四の二」と、同項第二号中「十万二千円」とあるのは「十一万二千円」と、「十一万九千円」とあるのは「十二万五千五百円」と、「十一万一千円」とあるのは「十一万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の仮定俸給（次項又は第六項において準用する前条第六項の規定により次項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項又は第六項において準用する同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとする。

第三条の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「第一条第四項及び第五項」を「第一条第五項及び第六項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第三条第二項及び第三項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「第三条第二項」を「第三条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「次項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るもの額は、前項の規定に準じて算定

した額とする。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第二項」と、「別表第二」とあるのは「別表第二の二」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「この項の下に」及び「次項」を、「規定。次項」の下に「及び第三項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十三年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の二の仮定俸給年額（第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前項の規定により、昭和四十二年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

別表第一の仮定俸給	仮定俸給
九、四六〇円	一〇、三二〇円
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇

一三、〇〇〇
 一三、五四〇
 一四、〇九〇
 一四、四五〇
 一四、七九〇
 一五、二〇〇
 一五、七八〇
 一六、二六〇
 一六、七三〇
 一七、二九〇
 一七、八六〇
 一八、四八〇
 一九、〇九〇
 二〇、三三〇
 二〇、九九〇
 二一、六一〇
 二二、八四〇
 二三、一七〇
 二四、一〇〇
 二五、三六〇
 二六、七四〇
 二七、四四〇
 二八、一二〇
 二九、〇八〇
 二九、六四〇
 三一、二九〇
 三一、一一〇
 三二、九六〇

一四、一八〇
 一四、七七〇
 一五、三七〇
 一五、七六〇
 一六、一四〇
 一六、五八〇
 一七、二一〇
 一七、七四〇
 一八、二五〇
 一八、八六〇
 一九、四八〇
 二〇、一五〇
 二〇、八三〇
 二一、六八〇
 二二、二〇〇
 二二、九〇〇
 二三、五七〇
 二四、九二〇
 二五、二七〇
 二六、二九〇
 二七、六六〇
 二九、一七〇
 二九、九四〇
 三〇、六七〇
 三一、七三〇
 三二、三四〇
 三三、一四〇
 三五、〇三〇
 三五、九五〇

三四、六一〇
 三六、二七〇
 三六、六九〇
 三八、〇六〇
 四〇、〇〇〇
 四一、九三〇
 四三、一二〇
 四四、二八〇
 四六、六三〇
 四八、九八〇
 四九、四六〇
 五一、三三〇
 五三、六八〇
 五六、〇三〇
 五八、三八〇
 五九、八五〇
 六一、四三〇
 六四、四六〇
 六七、五三〇
 六九、〇六〇
 七〇、五六〇
 七三、五九〇
 七四、九八〇
 七六、六三〇
 七九、六八〇
 八二、九八〇
 八四、六九〇
 八六、三一〇
 八八、〇〇〇

三七、七五〇
 三九、五六〇
 四〇、〇三〇
 四一、五二〇
 四三、六四〇
 四五、七四〇
 四七、〇四〇
 四八、三一〇
 五〇、八七〇
 五三、四四〇
 五三、九五〇
 五五、九九〇
 五八、五六〇
 六一、一三〇
 六三、六八〇
 六五、二九〇
 六七、〇一〇
 七〇、三三〇
 七三、六六〇
 七五、三四〇
 七六、九七〇
 八〇、二八〇
 八一、八〇〇
 八三、六〇〇
 八六、九二〇
 九〇、五三〇
 九二、三九〇
 九四、一五〇
 九六、〇〇〇

備考	八九、六三〇	九七、七八〇
	九二、九四〇	一〇一、三九〇
	九六、二五〇	一〇五、〇〇〇
	九七、八八〇	一〇六、七八〇
	九九、五七〇	一〇八、六二〇

年金額の算定の基準となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が、九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の二二〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第一の二の仮定俸給	第一欄	第二欄
一〇、三二〇円	七三〇	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一、〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一、〇五〇	一、八五〇
一五、三七〇	一、〇九〇	一、九三〇
一五、七六〇	一、一二〇	一、九八〇
一六、一四〇	一、一四〇	二、〇二〇
一六、五八〇	一、一八〇	二、〇七〇

一七、二二〇	一、二二〇	二、一五〇
一七、七四〇	一、二六〇	二、二二〇
一八、二五〇	一、二九〇	二、二八〇
一八、八六〇	一、三三〇	二、三六〇
一九、四八〇	一、三八〇	二、四三〇
二〇、一五〇	一、四三〇	二、五二〇
二〇、八三〇	一、四八〇	二、六〇〇
二一、六八〇	一、五三〇	二、七一〇
二二、二〇〇	一、五八〇	二、七八〇
二二、九〇〇	一、六三〇	二、八七〇
二三、五七〇	一、六八〇	二、九五〇
二四、九二〇	一、七七〇	三、一二〇
二五、二七〇	一、七九〇	三、一六〇
二六、二九〇	一、八六〇	三、二八〇
二七、六六〇	一、九六〇	三、四六〇
二九、一七〇	二、〇七〇	三、六五〇
二九、九四〇	二、一二〇	三、七四〇
三〇、六七〇	二、一八〇	三、八三〇
三一、七三〇	二、二四〇	三、九七〇
三二、三四〇	二、二九〇	四、〇四〇
三四、一四〇	二、四二〇	四、二七〇
三五、〇三〇	二、四八〇	四、三八〇
三五、九五〇	二、五五〇	四、四九〇
三七、七五〇	二、六八〇	四、七二〇
三九、五六〇	二、八〇〇	四、九五〇
四〇、〇三〇	二、八三〇	五、〇〇〇
四一、五二〇	二、九四〇	五、一九〇
四三、六四〇	三、〇九〇	五、四五〇
四五、七四〇	三、二四〇	五、七二〇

四七、〇四〇	三、三三〇	五、八八〇
四八、三一〇	三、四三〇	六、〇四〇
五〇、八七〇	三、六一〇	六、三六〇
五三、四四〇	三、七八〇	六、六八〇
五三、九五〇	三、八三〇	六、七四〇
五五、九九〇	三、九七〇	七、〇〇〇
五八、五六〇	四、一五〇	七、三三〇
六一、一三〇	四、三三〇	七、六四〇
六三、六八〇	四、五一〇	七、九六〇
六五、二九〇	四、六三〇	八、一六〇
六七、〇一〇	四、七五〇	八、三八〇
七〇、三二〇	四、九八〇	八、七九〇
七三、六六〇	五、二二〇	九、二一〇
七五、三四〇	五、三三〇	九、四二〇
七六、九七〇	五、四六〇	九、六三〇
八〇、二八〇	五、六八〇	一〇、〇三〇
八一、八〇〇	五、七九〇	一〇、二三〇
八三、六〇〇	五、九三〇	一〇、四五〇
八六、九二〇	六、一六〇	一〇、八七〇
九〇、五三〇	六、四一〇	一一、三二〇
九二、三九〇	六、五四〇	一一、五五〇
九四、一五〇	六、六七〇	一二、七七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇	一二、〇〇〇
九七、七八〇	六、九三〇	一二、二二〇
一〇一、三九〇	七、一八〇	一二、六八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇	一三、一三〇
一〇六、七八〇	七、五六〇	一三、三四〇
一〇八、六二〇	七、七〇〇	一三、五八〇

備考

別表第一の二の仮定俸給の額が、一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二

別表第一の二の仮定俸給	率
六三、六八〇円以上のもの	二一・六割
五八、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの	二二・三割
五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの	二三・〇割
五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの	二三・二割
三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの	二三・四割
三五、九五〇円をこえ三七、七五〇円以下のもの	二三・九割
三三、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	二四・五割
二六、二九〇円をこえ三三、三四〇円以下のもの	二五・二割
二五、二七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	二五・七割
二三、五七〇円をこえ二五、二七〇円以下のもの	二六・一割
二二、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの	二七・二割
二二、二〇〇円をこえ二二、九〇〇円以下のもの	二七・五割
一九、四八〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの	二七・九割
一七、二二〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	二八・三割
一六、五八〇円をこえ一七、二二〇円以下のもの	二九・〇割
一六、一四〇円をこえ一六、五八〇円以下のもの	二九・九割
一五、七六〇円をこえ一六、一四〇円以下のもの	三〇・六割
一五、三七〇円をこえ一五、七六〇円以下のもの	三〇・九割

一四、七七〇円をこえ一五、三七〇円以下のもの
 一四、一八〇円をこえ一四、七七〇円以下のもの
 一四、一八〇円以下のもの

三一・三割
 三二・三割
 三三・九割

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の一

障 害 の 等 級	年 金 額
一 級	四〇六、〇〇〇円
二 級	三二九、〇〇〇円
三 級	二六四、〇〇〇円
四 級	一九九、〇〇〇円
五 級	一五四、〇〇〇円
六 級	一一八、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一九九、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「二二一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

理 由

昭和四十二年に実施した公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
 国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律
 (国家公務員共済組合法の一部改正)
 第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第九十三条の二」を「第九十三条の三」に改める。
 第二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号及び第六号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。
 第九條第三項本文中「組合員」の下に「その組合の組合員であつた者のうちから、その組合に係る各省各庁の所属の職員が組織する国家公務員法第百八条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)が推薦した者を含む。」を加える。
 第四十二条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた俸給の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた俸給」に改め、同条に次の二項を加える。
 3 給付事由が生じた日の属する月以前一年内に次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる俸給を当該各号に規定する昇給があつた後の期間における掛金の標準となつた俸給として、前項の規定を適用する。
 一 公務により病氣にかかり、又は負傷したため退職し、又は死亡した者の俸給につき、給付事由が生じた月の一年前の俸給(その者が給付事由が生じた月の一年前に組合員の資格を有していなかつた場合には、その後において組合員の資格を取得した月の俸給。以下この項において「一年前の俸給」という。)より二号俸をこえる昇給があつた場合 一年前の俸給より二号俸(政令で定める者については、三号俸)上位の俸給
 二 前号に規定する者以外の者の俸給につき、一年前の俸給より一号俸をこえる昇給があつた場合 一年前の俸給より一号俸(政令で定める者については、二号俸)上位の俸給
 4 前項の規定の適用については、昇任、転任又はこれらに準ずる措置による俸給の増額は、昇給とみなす。
 第四十二条の次に次の二条を加える。
 (年金を受け継ぐべき遺族の範囲)
 第四十二条の二 年金を受け継ぐべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものとする。
 2 第二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
 3 第一項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。
 (年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
 第四十二条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。
 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの
 二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者
 三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの
 第四十三条第一項を次のように改める。
 給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。
 一 年金を受け継ぐ者の順位は、第四十二条の二第一項に規定する順序
 二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、同条第一号又は第

三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序
第七十二条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。
十年金者遺族一時金

第八十三条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。
第四章第三節第四款中第九十三条の二を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金)
第九十三条の二 次の各号の一に該当するとき
は、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるとき遺族がないとき。
二 退職年金を受けるとき有する者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるとき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合において、遺族年金を受けるとき遺族がないとき。

四 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるとき遺族がないとき。

五 組合員期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けることなく公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるとき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、次に掲げる金額とする。

一 前項第一号、第三号又は第五号に該当する場合においては、遺族年金を受けるとき遺族がいたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額(その組合員がすでに退職年金又は廃疾

年金の支給を受けている場合には、すでに支給を受けた年金の総額を控除した金額)
二 前項第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、遺族年金を受けるとき遺族がいたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

三 前項第四号に該当する場合において、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額が、その遺族が受けていた遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

第九十九条第二項第一号中「掛金百分の五十、国の負担百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金」に改め、「遺族年金」の下に「又は第九十三条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」を加え、同条第四項中「国家公務員法第八条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体」に、「同項第一号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」と、同項第一号中「国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の五十」と、同項第二号中「国の負担金百分の六十二・五」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十二・五」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての国の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれ別の特別会計に繰り入れるものとする。
第百十一条第四項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。
第百二十四条の二第四項後段中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」を「国の負担金百分の六十二・五」とあるのは「国の負担金百分の二十、公庫等の負担金百分の四十二・五」

に改める。
第百二十五条後段中「同項第一号、第三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合員の負担金」と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」を「同項第一号中国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、組合の負担金百分の五十」と、同項第二号中「国の負担金百分の六十二・五」とあるのは「国の負担金百分の二十、組合の負担金百分の四十二・五」と改める。
別表第二を次のように改める。
別表第二

年金の支給を受けている場合には、すでに支給を受けた年金の総額を控除した金額)
二 前項第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、遺族年金を受けるとき遺族がいたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

組合員期間	日	数
一年以上 二年未満		三〇日
二年以上 三年未満		六〇日
三年以上 四年未満		九〇日
四年以上 五年未満		一二〇日
五年以上 六年未満		一五〇日
六年以上 七年未満		一八〇日
七年以上 八年未満		二一〇日
八年以上 九年未満		二四〇日
九年以上 一〇年未満		二七〇日
一〇年以上 一一年未満		三〇〇日
一一年以上 二二年未満		三三〇日
二一年以上 三三年未満		三六〇日
三一年以上 四四年未満		三九〇日
四一年以上 五五年未満		四二五日
五一年以上 六六年未満		四六〇日

一六年以上一七年末満	四九五目
一七年以上一八年末満	五三五目
一八年以上一九年末満	五七五目
一九年以上二〇年末満	六一五目

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)に規定する労働組合で当該公共企業体の所屬の職員が組織するものが推薦した者を含む。)」を加える。

第二十五條の見出しを「(年金を受けるべき遺族の範囲)」に改め、同條第一項中「この法律において「遺族」とはを「年金を受けるべき遺族の範囲は」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲) 第二十五條の二 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの
 - 二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - 三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの
- 第二十六條第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。
- 一 年金を受ける者の順位は、第二十五條第一項本文に規定する順序
 - 二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前

各号の順序。ただし、同條第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十八條第十号を同條第十一号とし、同條第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、同條第七号の次に次の一号を加える。

八 年金者遺族一時金
第五十九條の次に次の一條を加える。

第五十九條の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合(第五号に規定する場合を除く。)において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合(第五号に規定する場合を除く。)において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けべき遺族がないとき。

四 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けべき遺族がないとき。

五 組合員期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けることなく死亡した場合において、遺族年金を受けべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、次に掲げる金額とする。

一 前項第一号又は第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、遺族年金を受けべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

二 前項第三号又は第五号に該当する場合においては、遺族年金を受けべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額(その組合員がすでに廃疾年金の支給を受けている場合には、すでに支給を受けた年金の総額を控除した金額)

三 前項第四号に該当する場合において、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額がその遺族が受けていた遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

たないときは、その差額

第六十六條第一項第一号中「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を削り、同項第二号中「費用の百分の五十七・五(専従職員及び組合員に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を「費用(専従職員及び組合員に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の四十二・五」に改め、同條第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項」を「第三項に規定する労働組合又は同項は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合員に払い込まなければならない。

別表第三を次のように改める。

別表第三

組合員期間	日数	組合員期間	日数
一年以上二年未満	三〇日	三年以上四年未満	九〇日
二年以上三年未満	六〇日	四年以上五年未満	一一〇日
三年以上五年未満	一五〇日	五年以上六年未満	三九〇日
五年以上六年未満	一八〇日	六年以上七年未満	四二五日
六年以上七年未満	二二〇日	七年以上八年未満	四六〇日
七年以上八年未満	二四〇日	八年以上九年未満	四九五目
九年以上十年未満	二七〇日	十年以上十一年未満	五三五目
十一年以上十一年未満	三〇〇日	十一年以上十二年未満	五七五目

十一年以上 十二年未満	三三〇日	十九年以上 二十年未満	六一五日
十二年未満	三六〇日		

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法第九條第三項本文及び第百一十一條第四項本文の改正規定並びに第二条中公共企業体職員等共済組合法第十條第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において、新法の規定による年金(この法律の規定により新法の規定による年金とみなされる年金を含む)を受けるときは、遺族の範囲及び順位については、新法第四十二條の二及び第四十三條に定めるところによるものとし、新法の規定による年金以外の給付(この法律の規定により新法の規定による年金以外の給付とみなされる給付を含む)を受けるときは、遺族の範囲及び順位については、新法第四十二條の三及び第四十三條に定めるところによるものとする。

第二十九條第一項各号列記以外の部分中(新法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ)を削る。

(国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行(附則第一条本文の規定による施行をいう)の日(以下「施行日」とい

う)前に国家公務員共済組合法の退職(死亡を含む)。以下次項において同じ)をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む)で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法及び前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この条において「新法」と総称する)の規定により計算した額とする。

2 施行日前に国家公務員共済組合法の退職をした者及び施行日に組合員であつた者で施行日以後三年内に同法の退職をした者に係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法の規定を適用した場合において、当該規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この条において「旧法」と総称する)の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

3 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付で旧法の規定による遺族がないため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時に新法の遺族の範囲に関する規定を適用するときは、当該年金以外の給付の支給を受けるべき遺族がある場合は、施行日において、その新法の規定による遺族に当該年金以外の給付を支給する。

4 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付

(前項に規定するものを除く)に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

5 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十九條第二項、第三項及び第五項、第百二十四條の二第四項並びに第百二十五條(同法第百二十六條第二項において準用する場合を含む)の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

6 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法別表第二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付で第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法の規定による遺族がないため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時に同条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下この条において「新法」という)の遺族の範囲に関する規定を適用するときは、当該年金以外の給付の支給を受けるべき遺族がある場合は、施行日において、その新法の規定による遺族に当該年金以外の給付を支給する。

2 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付(前項に規定するものを除く)に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

3 新法第六十六條第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

4 新法別表第三の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)
第五条 日本鉄道建設公団法(昭和三十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。
附則第八條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(新東京国際空港公団法の一部改正)
第六条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
附則第六條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、国家公務員及び公共企業体の職員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、国家公務員共済組合及び各公共企業体の職員等の共済組合による長期給付の内容を改善するとともに、国家公務員共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について国の負担金の負担割合を引き上げ、各公共企業体の職員等の共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について新たに国がその一部の負担をすることとし、あわせてこれらの共済組合の制度の円滑な運営を図るため規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百五十億円の見込みである。

法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律
国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等」を「国家公務員」に改め

る。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる者を「国家公務員」に改め、「要するもの」の下に「(第七条第五項の公共企業体の職員の場合を除き、以下「職員」という。)」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)」を「国家公務員のうち職員」に改め、「それぞれ同項各号の」を削る。

第五条第一項中「並びに第二号第一項第二号の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない理由により退職したものを削る。

第五条の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二」を削る。

第七条第五項中「地方公務員が」を「日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社(以下「公共企業体」という。))の職員(公共企業体の役員を除く。以下「公共企業体職員」という。))又は地方公務員が」に、「その者の地方公務員を」を「その者の公共企業体職員又は地方公務員」に改める。

第七条の二第一項中「又は第二条第一項第二号に規定する法人」を削る。

第十三条(見出しを含む)中「地方公務員」を「公共企業体職員又は地方公務員」に、「地方公共団体に就職」を「公共企業体又は地方公共団体に就職」に、「当該地方公共団体を当該公共企業体又は当該地方公共団体」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(在職期間に関する経過措置)
2 この法律の施行の際現在に在職する改正後の国家公務員退職手当法第二号第一項に規定する職員(同条第二項の規定により同条第二項の職とみなされる者を含む。以下「公務員」という。)のこの法律の施行の日前における在職期間に

は、改正前の国家公務員等退職手当法(以下「旧法」という。))第二号第一項第二号に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む。)に係る在職期間を含むものとする。

3 この法律の施行の際現在旧法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職する者がこの法律の施行の日以後引き続き当該公庫等職員として在職した後引き続き公庫員となつた場合におけるその者の退職手当については、なお従前の例による。

(日本専売公社法の一部改正)

4 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の二の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十三條の二の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第五十條から第五十三條までを次のように改める。

第五十條から第五十三條まで 削除

(日本国有鉄道法の一部改正)

5 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十四條の二 日本国有鉄道は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 日本国有鉄道は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

(日本電信電話公社法の一部改正)

6 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第七十二條の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第七十九條から第八十一條までを次のように改める。

第七十九條から第八十一條まで 削除

(退職手当の期間通算)

7 この法律の施行の際現在旧法第二号第一項第二号に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む。以下「公共企業体職員」という。))として在職する者が、この法律の施行の日以後引き続き公共企業体職員として在職し、その者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のこの法律の施行の日以後における公共企業体職員としての在職期間に、その者がこの法律の施行の際に退職したものとすれば旧法の規定により退職手当を支給することとなる場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る在職期間を通算する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

8 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会

計への繰入れに関する法律

第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「前二条」を「第一条」に改め、「及び公社等」を削る。

第四条の見出し中「又は納付」を削り、同条中「又は第二条及び及び納付」を削る。

(一般会計の受入金の過不足額の調整に関する経過措置)

9 この法律の施行前に一般会計において改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(以下「旧法」という。))第二号の規定により同条に規定する公社等(以下「公社等」という。))から受け入れた金額が当該年度における公社等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合における当該過不足額に相当する金額で、この法律の施行の際旧法第三号の規定による調整がされていないものがあるときは、当該調整がされていない起過額又は不足額に相当する金額は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日を含む年度の翌年度までに、公社等に返還し、又は公社等から補てんするものとする。

(総理府設置法の一部改正)

10 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條の三第四号中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正)

11 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第五条第二項中「引き続き一般職員」の下に、「退職手当法第七条第五項に規定する公共

企業体職員(以下「公共企業体職員」という。)を加え、「一般職員」を「一般職員、公共企業体職員」に改める。
第六条第二項中「一般職員」の下に「公共企業体職員」を加える。
(防衛庁職員給与法等の一部改正)

12 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

一 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第一条、第二十八条第二項、第二十八条の二、第二十八条の三並びに附則第八項及び第九項
二 元南西諸島百公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)第五条(見出しを含む。)及び第八條第三項

三 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第五項
四 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十四号)附則第二項

五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)附則第四十項
六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百一条第二項

七 オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百三十八号)第六條第一項
八 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十二條第二項

九 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第百三十九号)第四條第二項
十 港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)第五十九條第二項

十一 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和四十一年

法律第百五号)第六條第一項
十二 札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)第六條第一項
十三 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号)附則第十六項

理由

公共企業体等労働関係法との関連において、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員を国家公務員等退職手当法の適用範囲からはずす必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十三年三月九日印刷

昭和四十三年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局